

第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時 令和3年4月9日（金）午前9時～

場所 本庁舎3階大会議室

1 発生状況について

資料1

2 岐阜県の対応について

資料2

3 岐阜市の対応について

- ・岐阜市総合対策（第6版）（案）について

資料3

4 その他

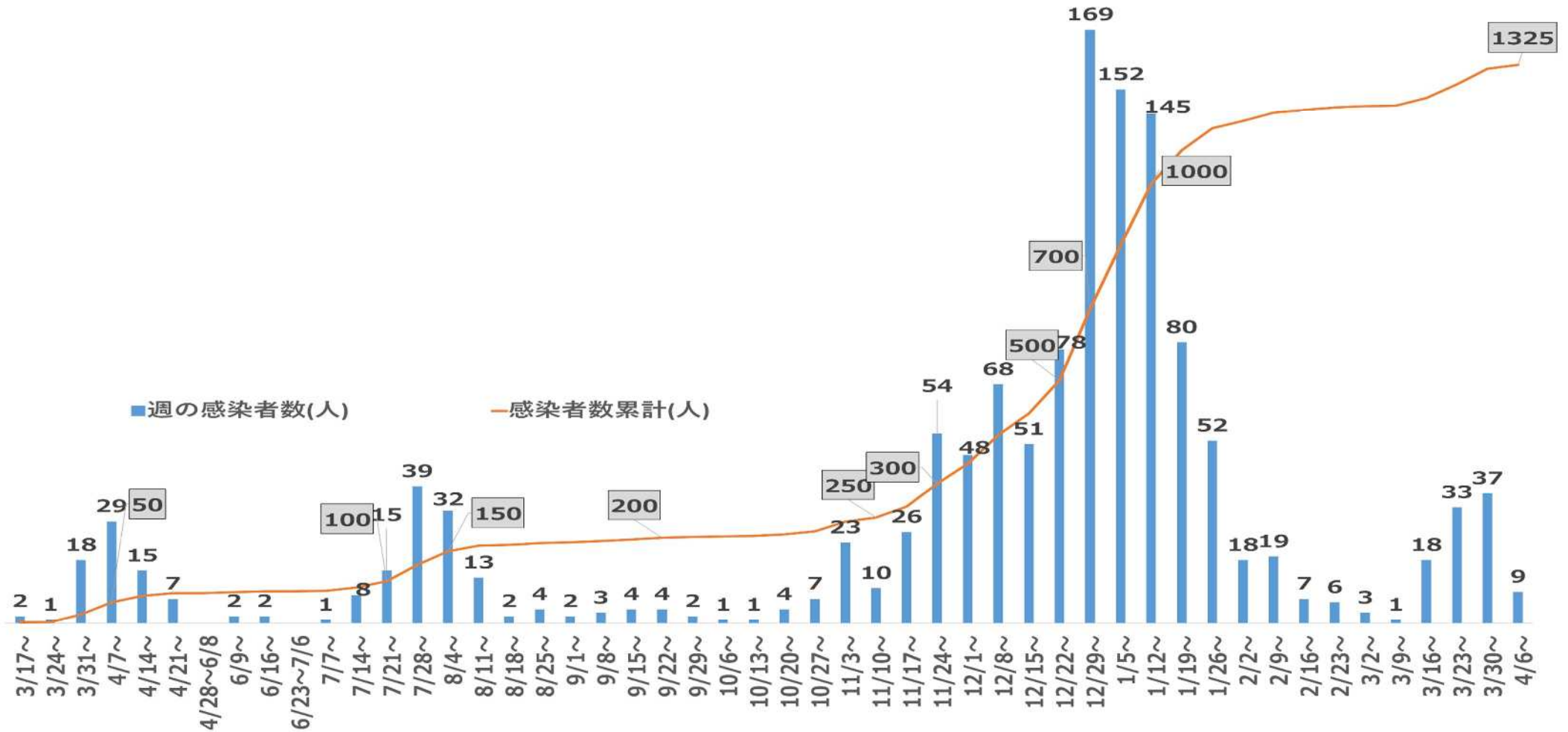
【配布資料】

- | | |
|-----|--|
| 資料1 | 岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について(R3.4.8時点) |
| 資料2 | 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会(第18回)対策本部本部員会議(第30回) |
| 資料3 | 新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第6版)(案) |
| 参考1 | 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表 |
| 参考2 | 岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部要綱 |

岐阜市における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況について（R3. 4. 8 時点）

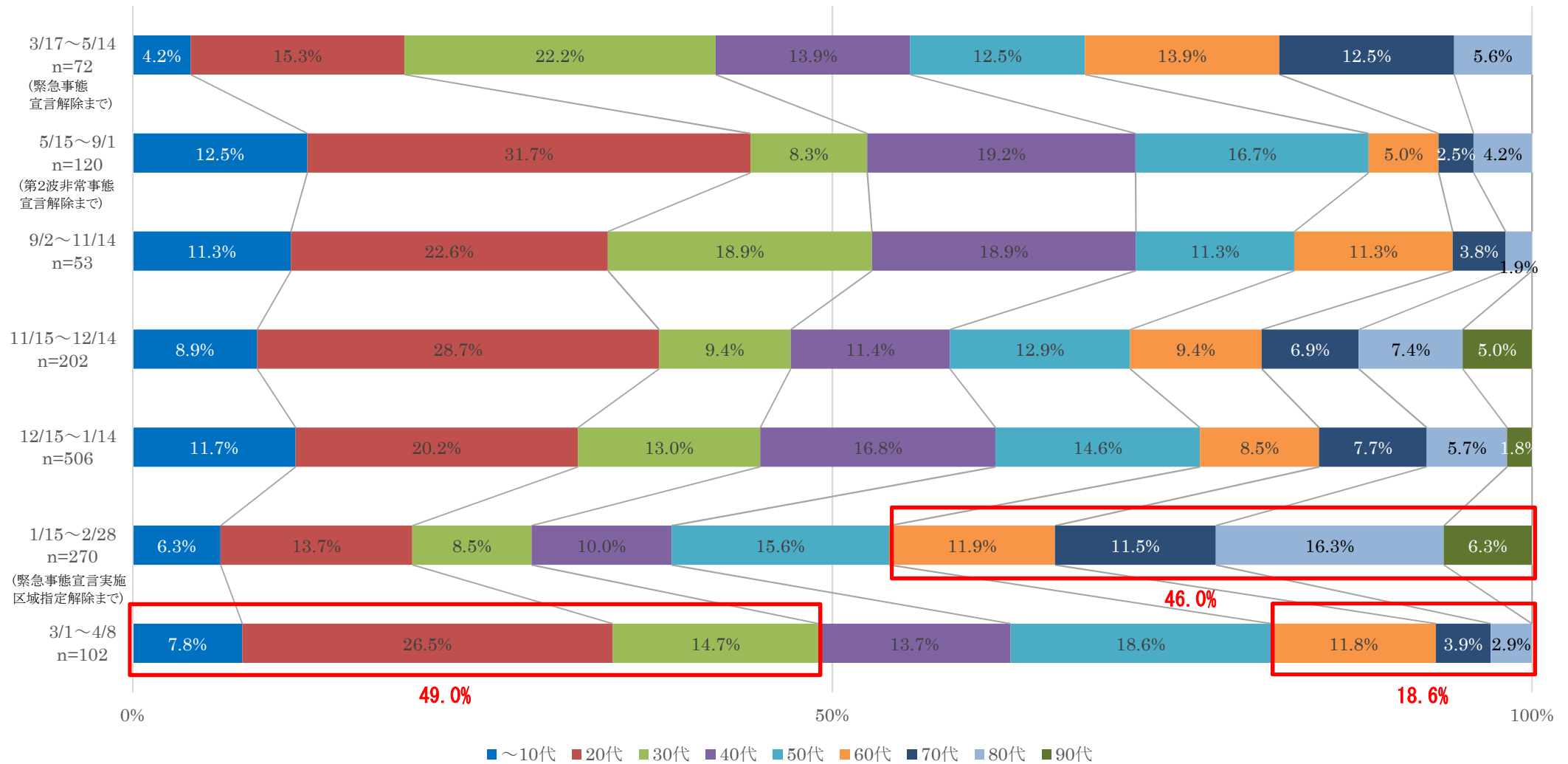
1 感染者数推移（週計）

- ・ 累計1,325人の感染者が発生。3月は62人であったが、4月は8日間ですでに40人となっている。
- ・ 一週間（3/25～3/31）の人口10万人あたりの感染者数は、5.64人である。（同時期との比較 全国：11.11人 岐阜県：4.48人 愛知県：6.37人）



2 年代別割合の比較

- ・3月以降は、**30代以下が49%**となっている。
- ・**60代以上は、緊急事態宣言実施区域指定解除までの期間と比べて、27.4ポイント減少し18.6%**となった。



※割合は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはならない場合があります

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第 18 回）
対策本部本部員会議（第 30 回）

日 時：令和 3 年 4 月 8 日（木）
14：30～

場 所：県庁 4 階 特別会議室

1 感染状況

（1）県内の感染状況

資料 1－1

（2）市町村別の感染状況

資料 1－2

2 本県の対策

新型コロナウイルス「第 4 波」拡大阻止対策（案）

資料 2

**岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会（第18回） 対策本部本部員会議（第30回） 出席者名簿**
 日時：令和3年4月8日（木）14：30～
 場所：岐阜県庁4階 特別会議室

1 市町村

市名	氏名等	備考
岐阜市	柴橋 正直 市長	県庁
大垣市	広瀬 幹雄 副市長	T V
高山市	清水 孝司 理事	T V
多治見市	古川 雅典 市長	T V
関市	尾関 健治 市長	T V
中津川市	渡邊 卓 副市長	T V
美濃市	武藤 鉄弘 市長	T V
瑞浪市	水野 光二 市長	T V
羽島市	松井 聡 市長	T V
恵那市	可知 高弘 総務部長	T V
美濃加茂市	伊藤 誠一 市長	T V
土岐市	加藤 淳司 市長	T V
各務原市	浅野 健司 市長	T V
可児市	富田 成輝 市長	T V
山県市	林 宏優 市長	T V
瑞穂市	森 和之 市長	T V
飛騨市	都竹 淳也 市長	T V
本巣市	藤原 勉 市長	T V
郡上市	日置 敏明 市長	T V
下呂市	山内 登 市長	T V
海津市	松永 清彦 市長	T V

町村名	氏名等	備考
岐南町	小島 英雄 町長	T V
笠松町	古田 聖人 町長	T V
養老町	大橋 孝 町長	T V
垂井町	早野 博文 町長	T V
関ヶ原町	西脇 康世 町長	T V
神戸町	谷村 成基 町長	T V
輪之内町	木野 隆之 町長	T V
安八町	堀 正 町長	T V
揖斐川町	岡部 栄一 町長	T V
大野町	宇佐美 晃三 町長	T V
池田町	岡崎 和夫 町長	T V
北方町	戸部 哲哉 町長	T V
坂祝町	柴山 佳也 町長	T V
富加町	板津 徳次 町長	T V
川辺町	桜井 繁治 参事	T V
七宗町	加納 福明 町長	T V
八百津町	金子 政則 町長	T V
白川町	横家 敏昭 町長	T V
東白川村	今井 俊郎 村長	T V
御嵩町	渡邊 公夫 町長	T V
白川村	板谷 孝明 副村長	T V

2 各種団体

団体名	氏名等
岐阜県医師会	伊在井 みどり 常務理事
岐阜県歯科医師会	阿部 義和 会長
岐阜県薬剤師会	日比野 靖 会長
岐阜県病院協会	富田 栄一 会長
岐阜県看護協会	青木 京子 会長
岐阜県観光連盟	岸野 吉晃 会長
岐阜県経営者協会	安藤 正弘 専務理事
岐阜県商工会議所連合会	村瀬 幸雄 会長

団体名	氏名等
岐阜県商工会連合会	野原 茂基 専務理事
岐阜県中小企業団体中央会	今井 哲夫 会長
岐阜県経済同友会	鈴木 良春 筆頭代表幹事
岐阜県商店街振興組合連合会	日比野 豊 理事長
大垣銀行協会	竹中 哲夫 公務金融部長
日本政策金融公庫 岐阜支店	梅沢 光一 支店長
岐阜労働局	畑 俊一 局長

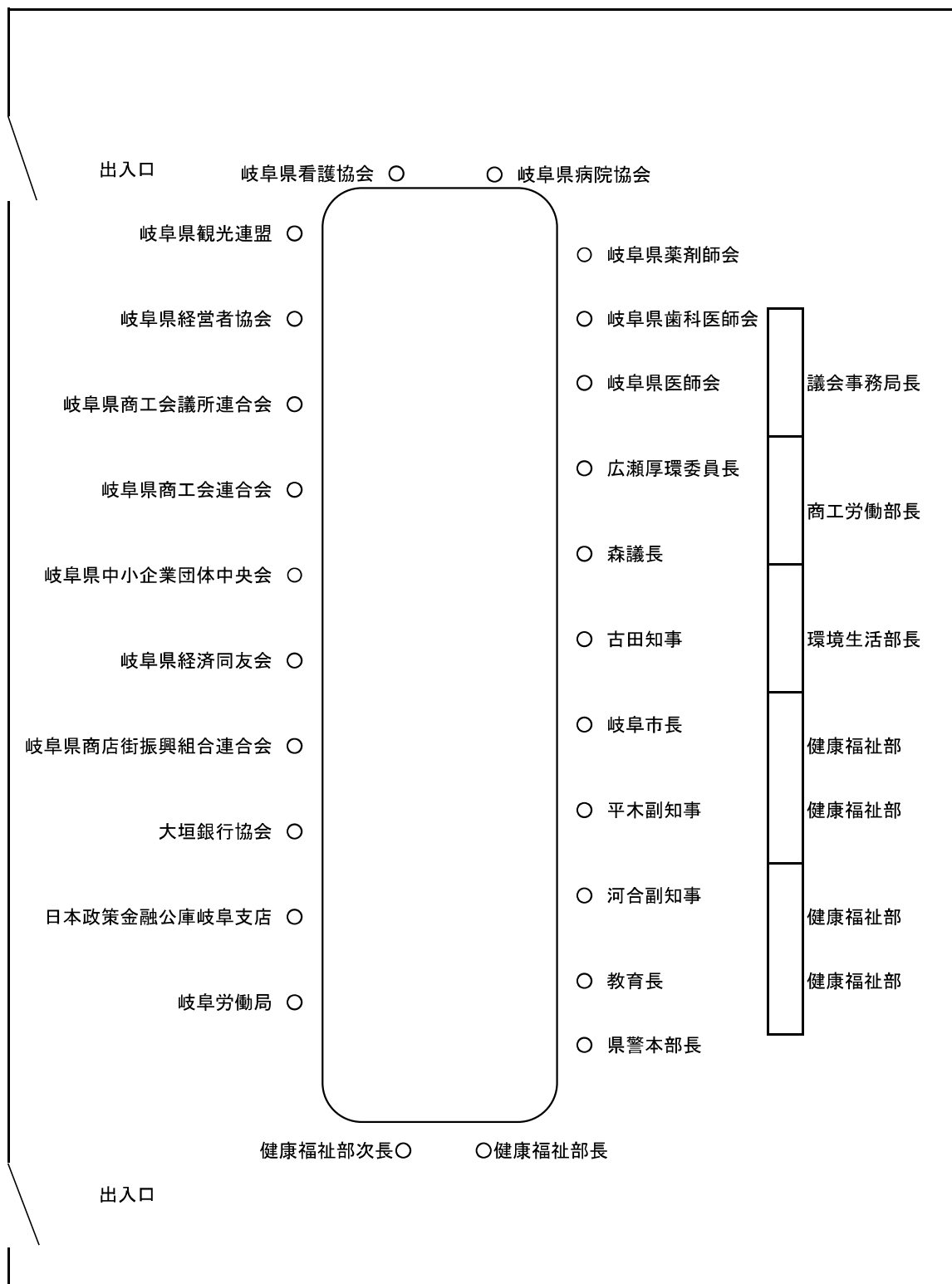
3 県

	氏名
知事	古田 肇
議長	森 正弘
厚生環境委員会委員長	広瀬 修
副知事	平木 省
副知事	河合 孝憲
教育長	堀 貴雄
警察本部長	奥野 省吾
秘書広報統括監	尾鼻 智
総務部長	横山 玄
清流の国推進部長	丸山 淳
危機管理部長	渡辺 正信
環境生活部長	内木 禎
県民文化局長	市橋 貴仁
健康福祉部長	堀 裕行

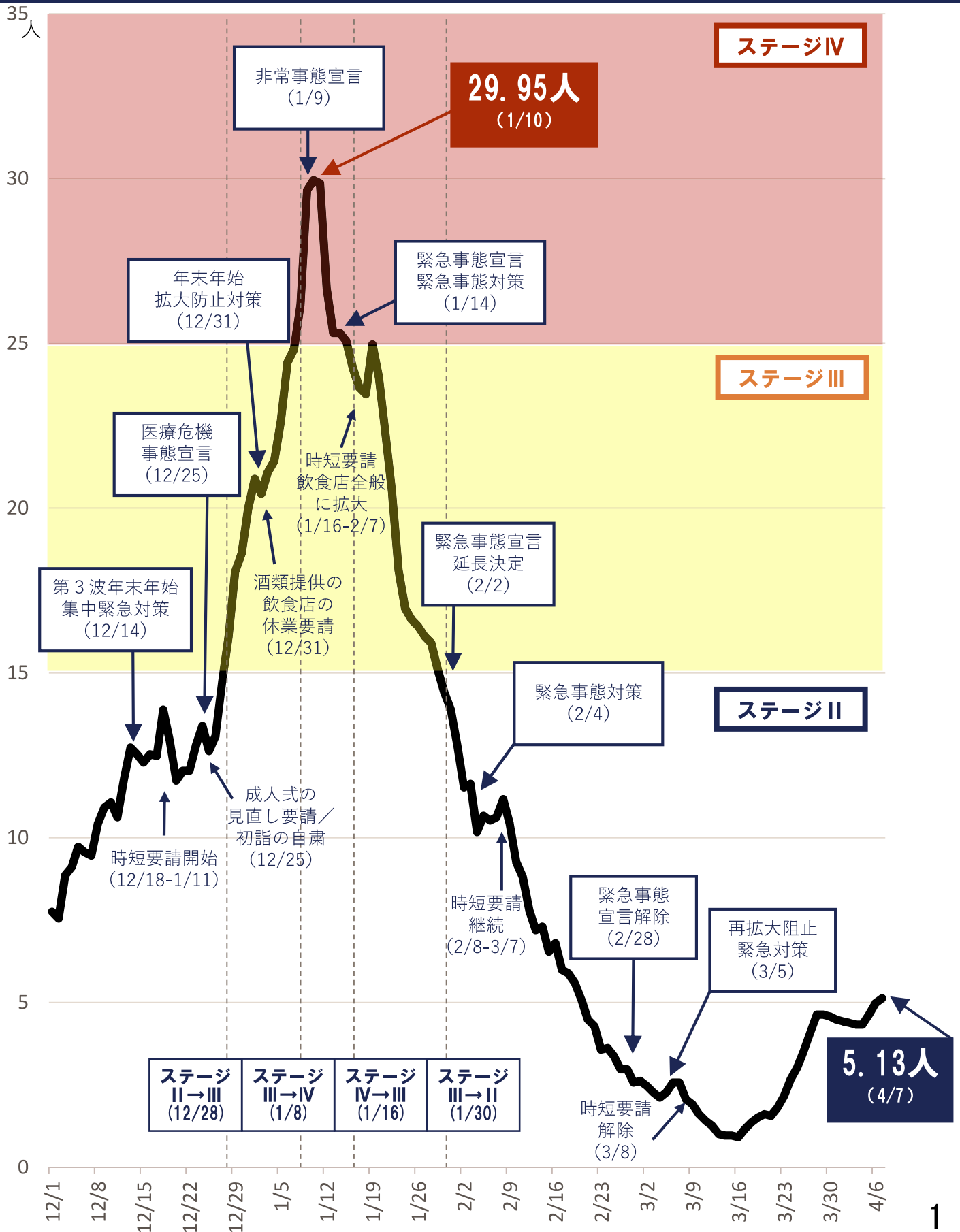
	氏名
子ども・女性局長	安江 真美
商工労働部長	崎浦 良典
観光国際局長	矢本 哲也
農政部長	長尾 安博
林政部長	高井 峰好
県土整備部長	船坂 徳彦
都市建築部長	大野 真義
都市公園整備局長	湯澤 将憲
会計管理者	西垣 功朗
議会事務局長	服部 敬
人事委員会事務局長	村田 嘉子
監査委員事務局長	三田村 俊史
労働委員会事務局長	樋口 博久
健康福祉部次長	竈橋 智基

岐阜県新型コロナウイルス感染症
対策協議会(第18回) 対策本部本部員会議(第30回) 配席図

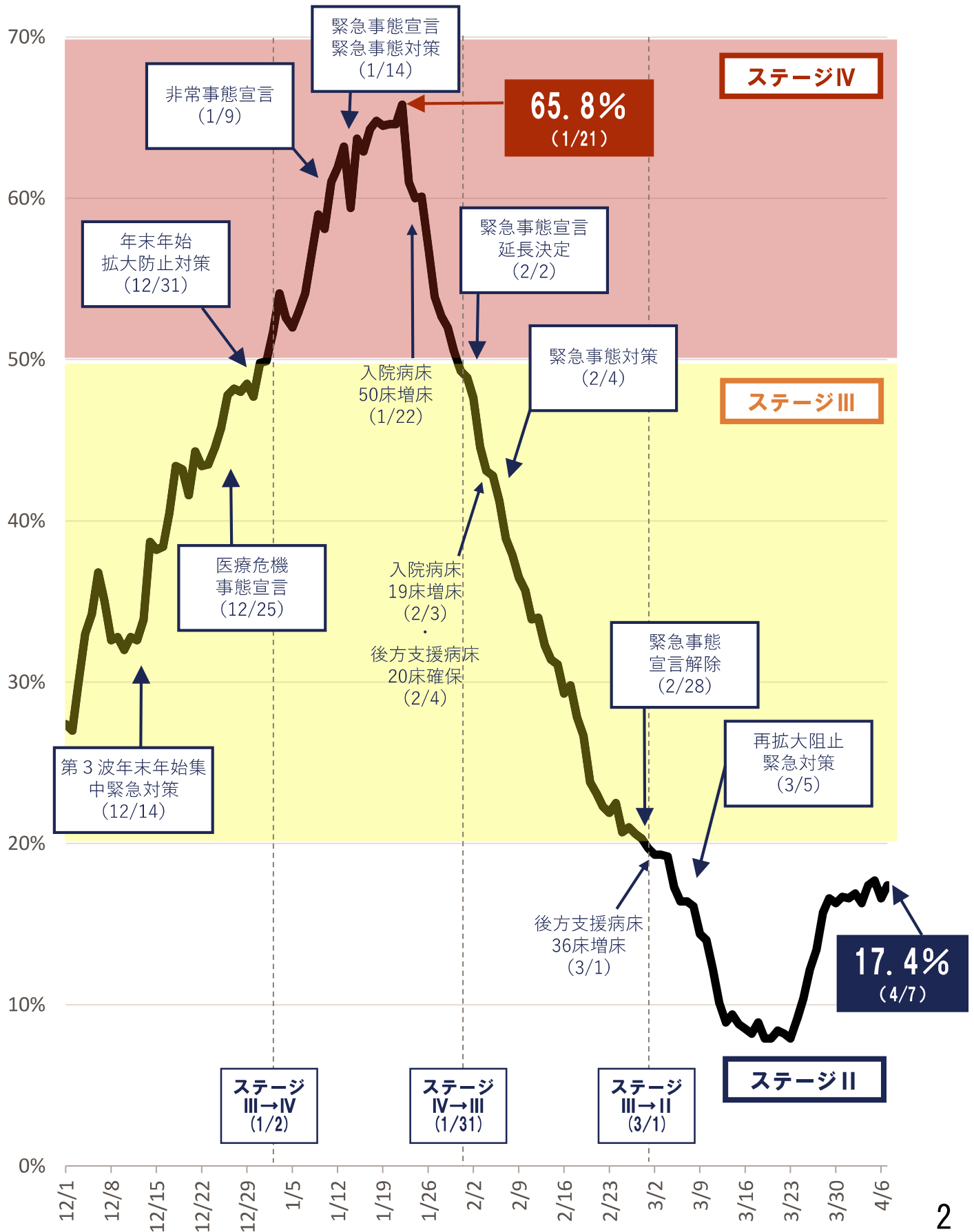
令和3年4月8日(木)14:30～
4階特別会議室



10万人あたり新規感染者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策

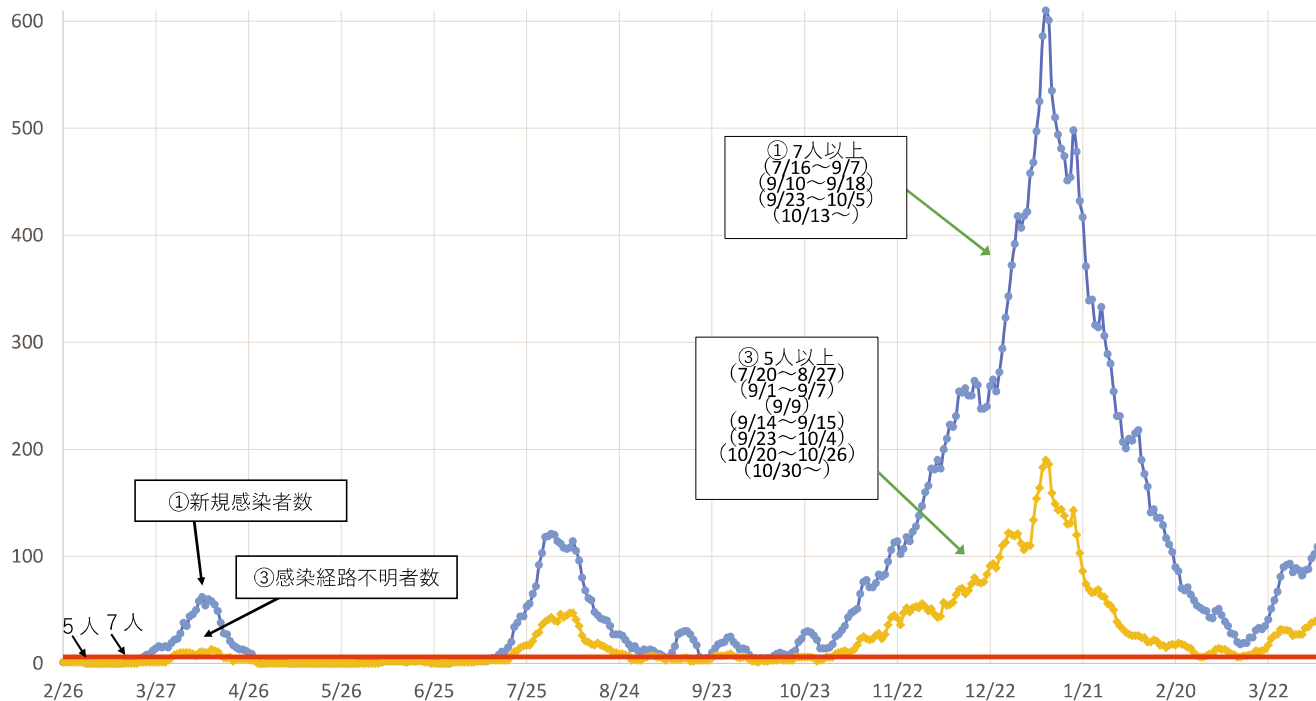


病床使用率の推移と県の対策



基準指標の状況（①新規感染者数、③感染経路不明者数 4月8日0時現在）

①新規感染者数	7人以上 (7日間移動合計)	109人	基準を上回る	10月13日から (177日間)
③感染経路不明者数	5人以上 (7日間移動合計)	41人	基準を上回る	10月30日から (160日間)



基準指標の状況（②検査陽性率 4月8日0時現在）

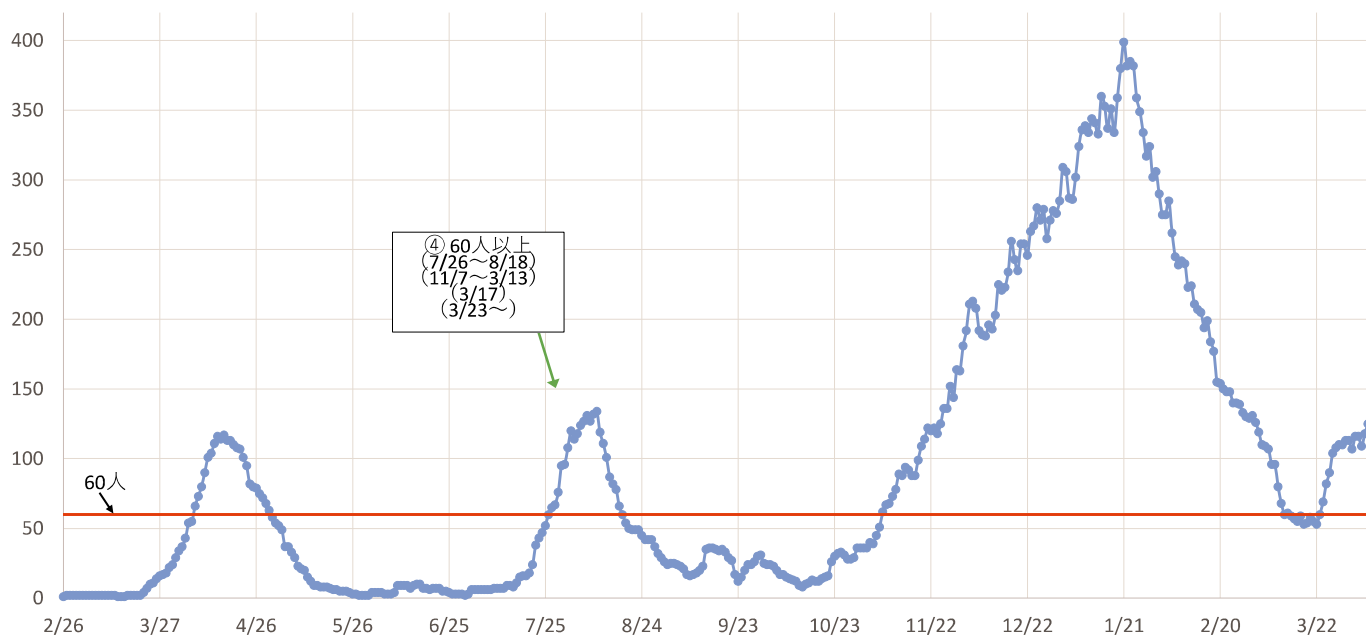
②検査陽性率 (速報値)	7%以上 (7日間移動平均)	2.5%	基準を下回る	1月5日から (93日間)
-----------------	-------------------	------	--------	------------------

※ 新規感染者数 / 行政検査+病院・診療所等の検査件数の全件数（4月7日までに報告のあった件数）



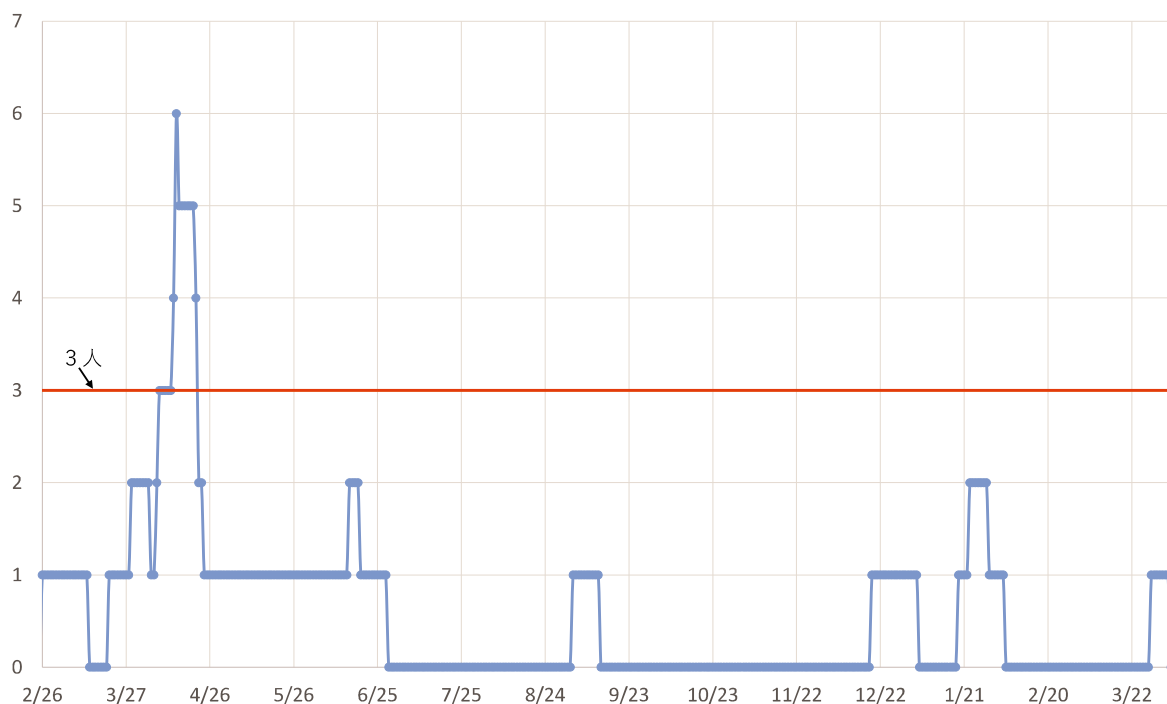
基準指標の状況 (④入院患者数 4月8日0時現在)

④入院患者数	60人以上	125人	基準を上回る	3月23日から (16日間)
--------	-------	------	--------	-------------------

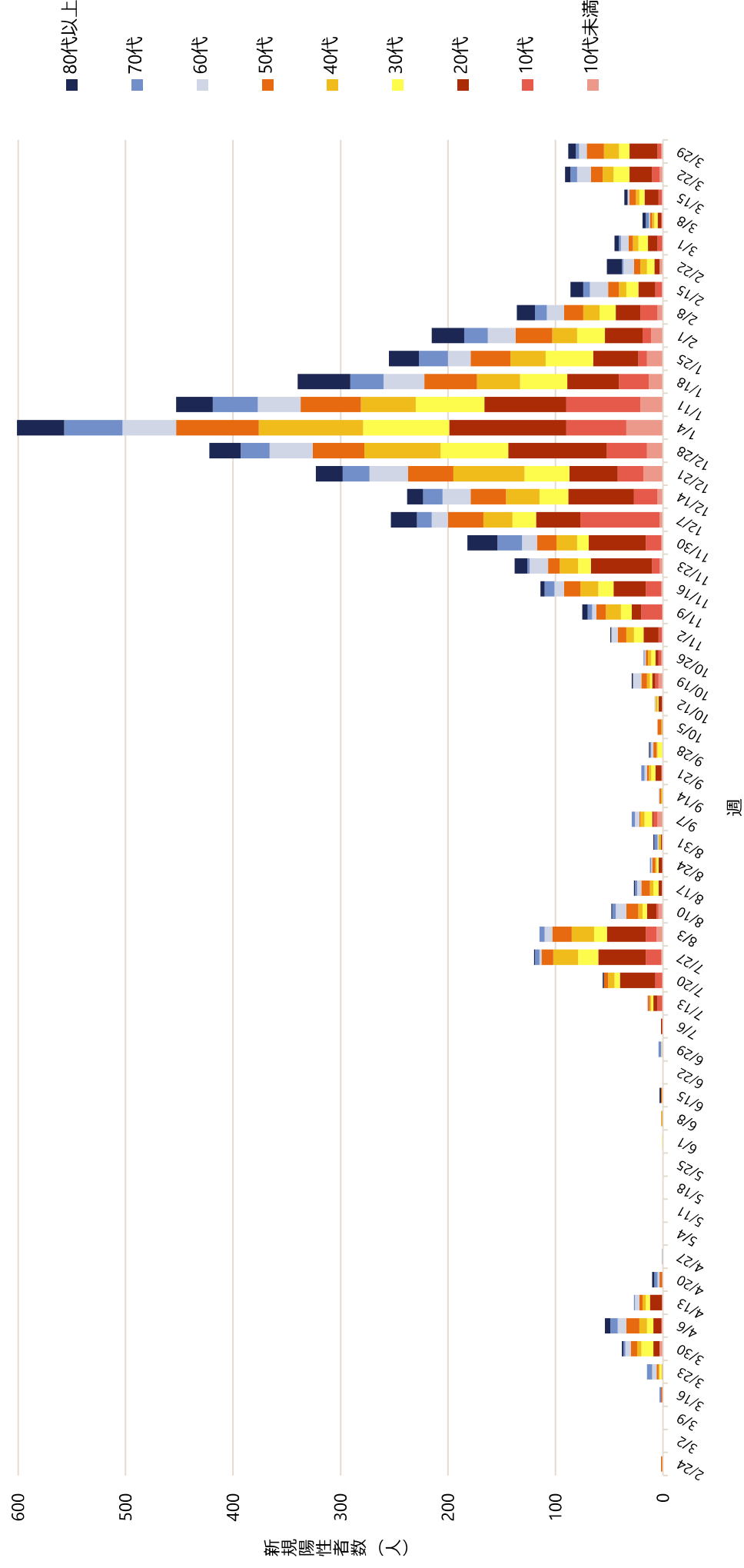


基準指標の状況 (⑤重篤者数 4月8日0時現在)

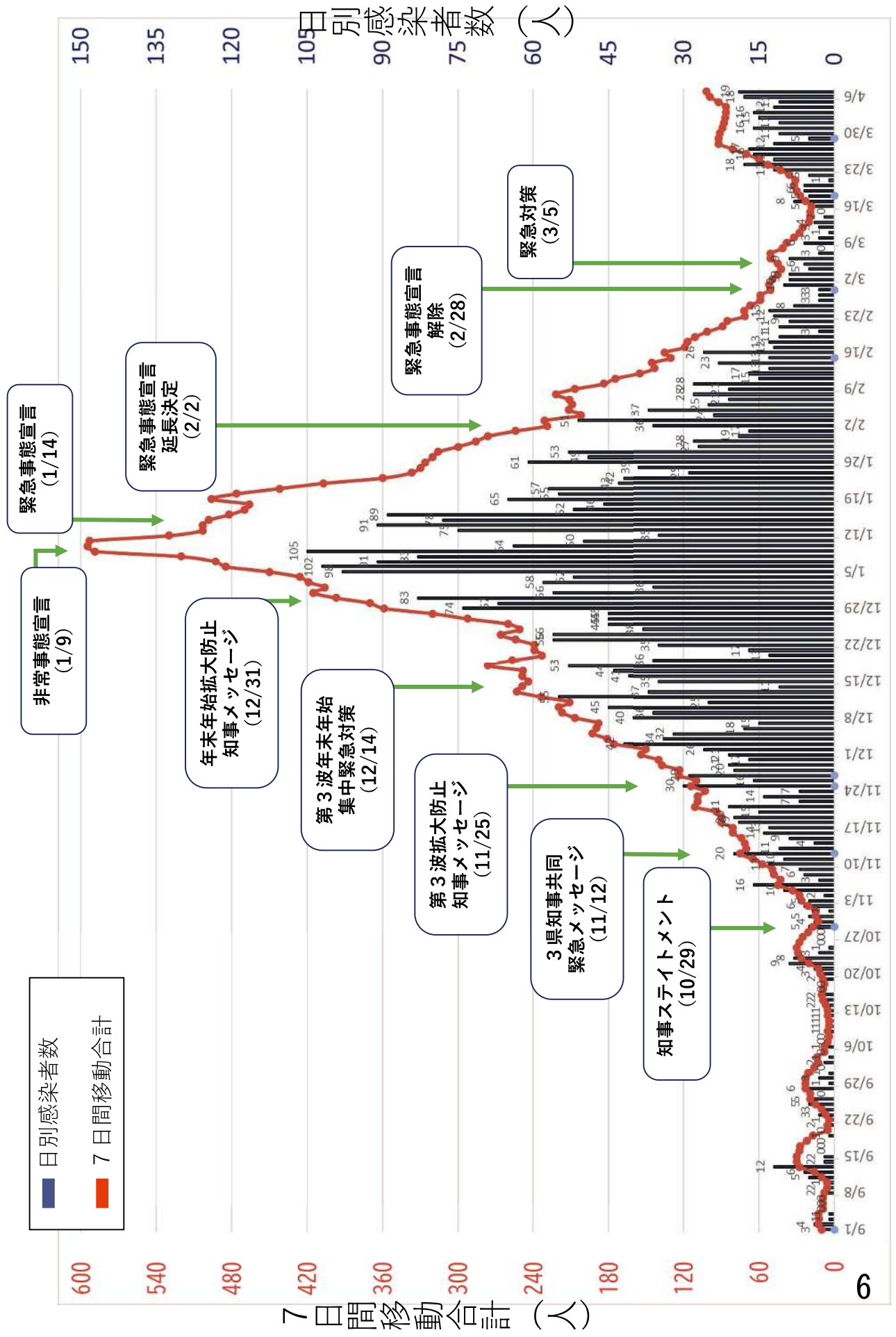
⑤重篤者数	3人以上	0人	基準を下回る	4月22日から (351日間)
-------	------	----	--------	--------------------



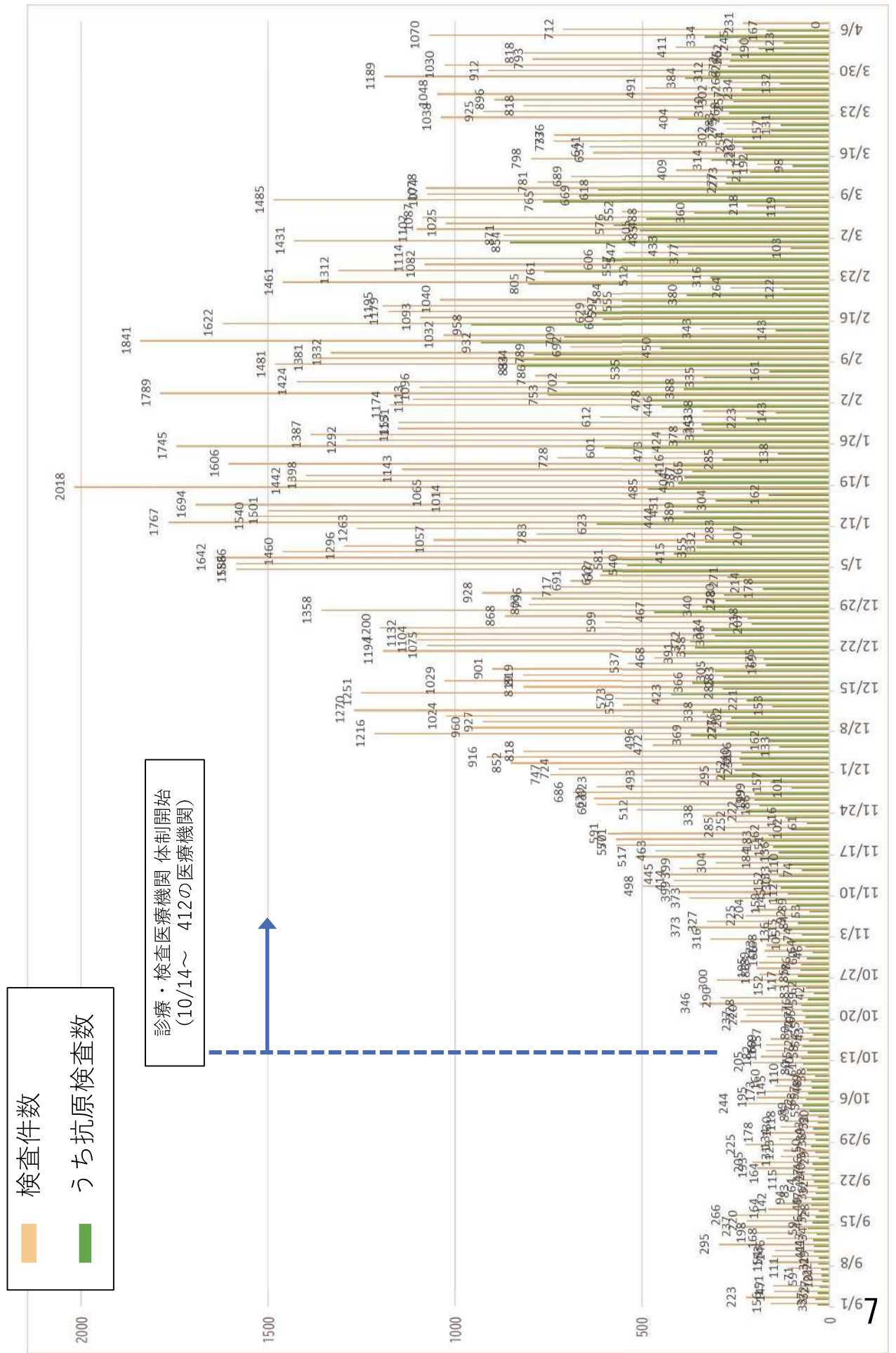
週別・年代別・新規患者数推移



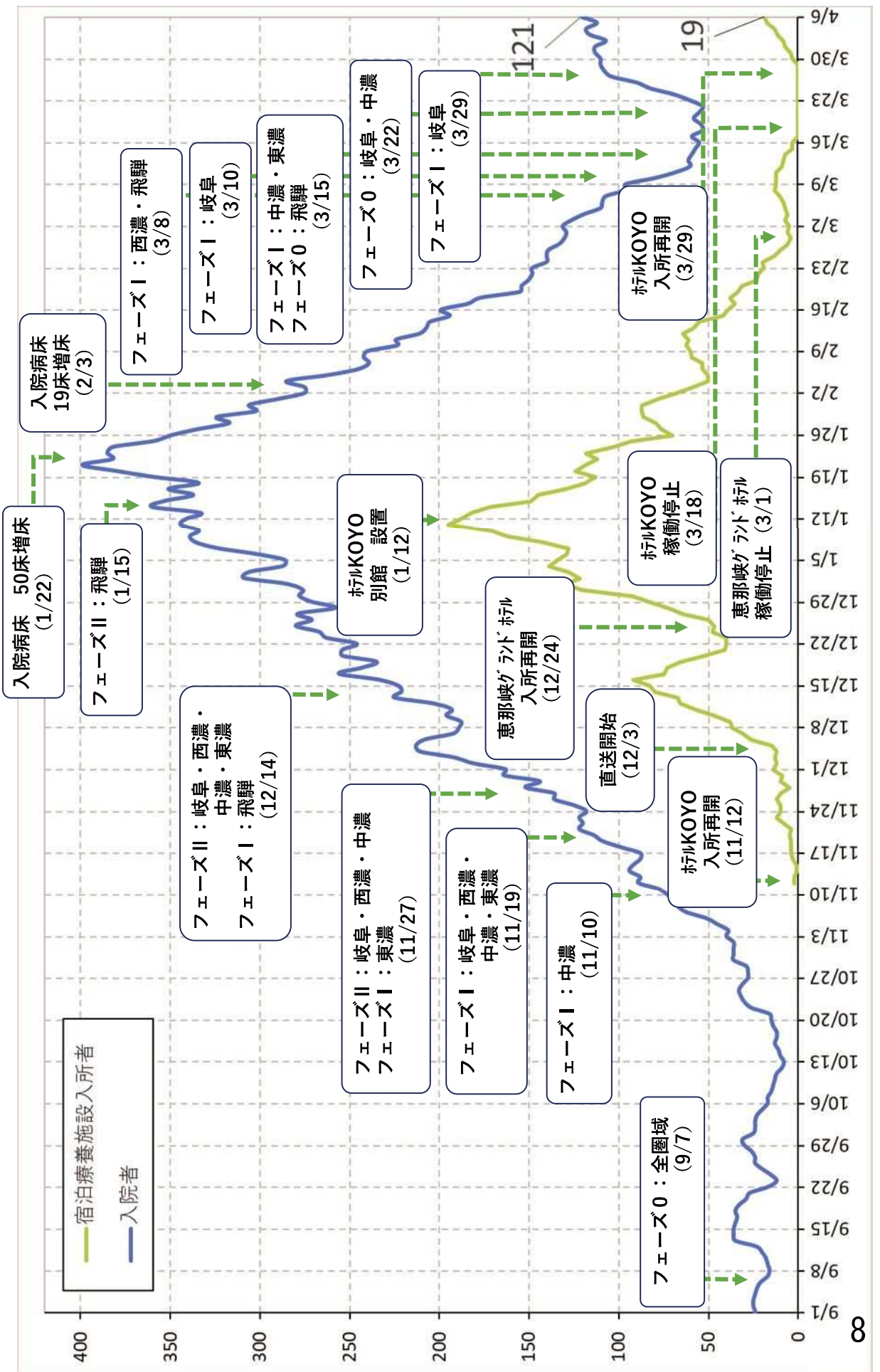
岐阜県の感染状況について



岐阜県の検査状況について



岐阜県の入院病床・宿泊療養施設について



新型コロナウイルス感染症(変異株)の患者

R3.4.7 現在

No.	スクリーニング 検査判明日	年代	性別	症状・経過	海外渡航歴	遺伝子解析結果		備考
						判明日	由来	
1	2/24	50代	女性	2月下旬発症	なし	3/3	南ア	
2	2/25	50代	男性	2月下旬発症	なし	3/5	南ア	No.1関係者
3	2/25	50代	男性	2月下旬発症	なし	3/5	南ア	No.1関係者
4	2/25	40代	女性	2月下旬発症	なし	3/5	南ア	No.1関係者
5	3/10	60代	女性	3月上旬発症	なし	3/16	南ア(推定)	
6	3/10	80代	女性	無症状	なし	3/16	南ア	No.5関係者
7	3/11	60代	男性	3月上旬発症	なし	3/16	南ア	No.5関係者
8	3/11	40代	男性	2月下旬発症	なし	3/16	南ア(推定)	
9	3/11	30代	女性	2月下旬発症	なし	3/16	南ア	No.8関係者
10	3/15	10代	女性	無症状	なし	—	—	No.5関係者
11	3/16	50代	男性	3月上旬発症	あり	3/25	英国	
12	3/16	50代	女性	無症状	あり	3/25	英国(推定)	No.11関係者
13	3/16	30代	男性	3月上旬発症	なし	3/25	英国	No.11関係者
14	3/16	20代	男性	無症状	なし	3/25	英国(推定)	No.11関係者
15	3/19	20代	男性	3月下旬発症	なし	3/29	南ア	
16	3/19	50代	男性	3月上旬発症	なし	3/29	英国	
17	3/22	10代	男性	3月下旬発症	なし	3/28	英国	No.16関係者
18	3/22	20代	男性	3月下旬発症	なし	3/28	英国	No.16関係者
19	3/22	20代	女性	3月上旬発症	なし	3/29	南ア	No.15関係者
20	3/23	40代	女性	3月下旬発症	なし	3/28	英国	
21	3/23	70代	女性	3月下旬発症	なし	3/28	南ア(推定)	No.15関係者
22	3/25	20代	男性	3月下旬発症	なし	3/31	英国	No.16関係者
23	3/25	20代	男性	3月下旬発症	なし	3/31	英国	No.20関係者
24	3/25	20代	男性	3月下旬発症	なし	3/31	英国(推定)	
25	3/28	60代	男性	3月下旬発症	なし	4/7	英国	No.24関係者
26	3/28	20代	女性	3月下旬発症	なし	4/7	英国	
27	3/29	20代	男性	3月下旬発症	なし	4/5	英国	
28	3/29	20代	男性	3月下旬発症	なし	4/5	英国	No.27関係者
29	3/29	20代	女性	3月下旬発症	なし	4/7	英国	No.24関係者
30	3/29	30代	男性	無症状	なし	4/7	英国	No.24関係者
31	3/29	20代	女性	3月下旬発症	なし	4/7	英国	No.24関係者
32	3/29	60代	女性	3月下旬発症	なし	4/7	英国(推定)	No.24関係者
33	3/29	20代	女性	無症状	なし	4/7	英国	No.26関係者
34	3/29	20代	女性	3月下旬発症	なし	4/7	英国	No.26関係者
35	3/29	20代	女性	3月下旬発症	なし	4/7	英国	No.26関係者

No.	スクリーニング 検査判明日	年代	性別	症状・経過	海外渡航歴	遺伝子解析結果		備考
						判明日	由来	
36	3/29	10代	男性	3月下旬発症	なし	4/7	英国	
37	3/30	30代	女性	3月下旬発症	なし			
38	3/30	20代	女性	3月下旬発症	なし			No.26関係者
39	3/30	50代	男性	3月下旬発症	なし			No.24関係者
40	3/31	50代	男性	3月下旬発症	なし			No.20関係者
41	3/31	30代	男性	無症状	なし			No.24関係者
42	3/31	20代	男性	無症状	なし			
43	3/31	20代	男性	無症状	なし			No.42関係者
44	3/31	70代	男性	3月下旬発症	なし			No.24関係者
45	3/31	20代	女性	3月下旬発症	なし			No.26関係者
46	4/1	20代	女性	3月下旬発症	なし			
47	4/2	20代	男性	3月下旬発症	なし			No.42関係者
48	4/5	60代	男性	4月上旬発症	なし			
49	4/5	20代	男性	無症状	なし			No.42関係者
50	4/5	60代	男性	3月下旬発症	なし			
51	4/5	40代	女性	4月上旬発症	なし			
52	4/5	10代	男性	4月上旬発症	なし			No.51関係者
53	4/5	60代	男性	4月上旬発症	なし			No.48関係者
54	4/6	60代	女性	4月上旬発症	なし			No.48関係者
55	4/7	20代	男性	3月下旬発症	なし			No.42関係者
56	4/7	40代	男性	3月下旬発症	なし			No.51関係者
57	4/7	20代	女性	4月上旬発症	なし			
58	4/7	10歳未満	男性	4月上旬発症	なし			No.51関係者

市町村別の感染状況

資料 1-2

1 直近一ヶ月分の感染状況 (3月1日～4月7日公表 327名 (人口10万対 16.46))

市町村	感染者	順位	人口	人口 10万対 感染者数	順位	クラスター		※ 総数と、高齢者施設など6分類の合計は一致しない。(複数分類計上)										
						総数	感染者数	高齢者施設		外国人	会食		夜の街	学校	病院			
								感染者数	感染者数		感染者数	感染者数			感染者数	感染者数	感染者数	感染者数
岐阜	172人	—	792,965	21.69	—	7	61	1	25	2	33	0	5	1	25	0	0	0
岐阜市	101人	1	401,342	25.17	8	4	31	1	16	1	18	0	1	1	16	0	0	0
羽島市	6人	12	66,527	9.02	23	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
各務原市	35人	2	144,193	24.27	10	2	21	0	7	1	13	0	4	0	7	0	0	0
山泉市	6人	12	25,780	23.27	11	0	2	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0
瑞穂市	11人	6	55,827	19.70	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
本巣市	1人	27	33,006	3.03	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐南町	2人	22	25,568	7.82	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
笠松町	8人	10	22,462	35.62	4	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北方町	2人	22	18,260	10.95	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西濃	56人	—	361,649	15.48	—	2	17	0	0	1	5	1	8	0	0	0	0	0
大垣市	32人	3	158,918	20.14	13	1	7	0	0	0	0	1	7	0	0	0	0	0
海津市	0人	32	33,068	0.00	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
養老町	5人	14	27,069	18.47	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
垂井町	1人	27	26,792	3.73	27	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
関ヶ原町	5人	14	6,831	73.20	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸町	8人	10	18,765	42.63	2	1	5	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0
輪之内町	2人	22	9,722	20.57	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安八町	0人	32	14,505	0.00	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
揖斐川町	0人	32	19,875	0.00	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大野町	3人	18	22,601	13.27	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
池田町	0人	32	23,503	0.00	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

市町村	感染者 順位	人口	人口 10万対 感染者数	クラスター 総数	※ 総数と、高齢者施設など6分類の合計は一致しない。(複数分類計上)							
					高齢者施設		外国人		会食		夜の街	
					感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数
中濃	49人	—	13.34	—	2	21	0	0	0	1	7	0
	9人	9	86,553	21	1	5	0	0	0	1	3	0
	5人	14	19,519	7	0	1	0	0	0	0	1	0
	14人	5	56,876	9	0	6	0	0	0	0	3	0
	11人	6	100,130	19	1	5	0	0	0	0	0	0
	1人	27	39,451	30	0	0	0	0	0	0	0	0
	0人	32	8,329	32	0	0	0	0	0	0	0	0
	1人	27	5,613	16	0	0	0	0	0	0	0	0
	3人	18	9,906	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	0人	32	3,448	32	0	0	0	0	0	0	0	0
東濃	3人	18	10,286	6	0	3	0	0	0	0	0	0
	0人	32	7,499	32	0	0	0	0	0	0	0	0
	0人	32	2,032	32	0	0	0	0	0	0	0	0
	2人	22	17,616	18	0	1	0	0	0	0	0	0
	39人	—	11.99	—	0	23	0	0	0	0	0	0
	10人	8	107,354	22	0	4	0	0	0	0	0	0
	2人	22	76,284	29	0	2	0	0	0	0	0	0
	3人	18	37,137	24	0	3	0	0	0	0	0	0
	1人	27	48,642	31	0	0	0	0	0	0	0	0
	23人	4	55,942	3	0	14	0	0	0	0	0	0
飛騨	4人	—	2.82	—	0	0	0	0	0	0	0	0
	4人	17	86,039	26	0	0	0	0	0	0	0	0
	0人	32	22,936	32	0	0	0	0	0	0	0	0
	0人	32	31,205	32	0	0	0	0	0	0	0	0
	0人	32	1,520	32	0	0	0	0	0	0	0	0
	7人											
県外その他		7人										

※ 順位は、感染者数の多い順

※ 人口10万対の母数 (R1.10.1時点) 岐阜県：「総務省人口推計 第4表」、市町村：「令和元年県人口動態統計調査結果」

※ クラスター数は、3月以降認定数を関係市町村別に計数し、クラスター人数は、3月以降の県内患者の発表数を居住地別に計数し

2 累計の感染状況（4月7日公表分まで 4,943名（人口10万対 248.77））

市町村	感染者		人口	人口 10万対		クラスター 総数										※ 総数と、高齢者施設など6分類の合計は一致しない。(複数分類計上)									
	順位	感染者数		順位	感染者数	高齢者施設		外国人		会食		夜の街		学校		病院									
						感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数	感染者数								
岐阜	2,221人	—	792,965	280.09	—	65	989	11	218	9	199	20	224	8	220	6	98	3	99						
	1,230人	1	401,342	306.47	7	39	597	8	141	4	120	14	135	5	147	3	34	2	77						
	134人	10	66,527	201.42	23	5	42	1	12	0	3	1	9	0	6	0	0	1	6						
	365人	3	144,193	253.13	13	9	156	1	46	3	45	2	34	0	24	1	10	0	12						
	48人	21	25,780	186.19	30	3	23	1	11	0	1	1	7	0	2	1	6	0	0						
	190人	7	55,827	340.34	5	2	86	0	1	0	11	0	15	0	12	1	43	0	1						
	74人	14	33,006	224.20	19	1	33	0	0	0	6	0	9	0	11	0	5	0	2						
	56人	18	25,568	219.02	21	2	15	0	2	1	4	0	3	1	6	0	0	0	0						
	75人	12	22,462	333.90	6	2	24	0	5	0	3	1	10	0	5	0	0	0	0						
	49人	20	18,260	268.35	9	2	13	0	0	1	6	1	2	2	7	0	0	0	1						
西濃	735人	—	361,649	203.24	—	29	337	2	31	3	29	12	130	2	35	5	89	1	13						
大垣市	361人	4	158,918	227.16	18	15	148	2	22	1	9	7	67	2	24	3	56	0	0						
海津市	62人	17	33,068	187.49	28	4	26	0	0	0	0	1	11	0	0	1	6	0	1						
養老町	51人	19	27,069	188.41	27	2	24	0	0	1	7	1	8	0	1	0	1	0	0						
垂井町	39人	23	26,792	145.57	31	1	15	0	0	0	6	0	7	0	0	1	5	0	0						
関ヶ原町	15人	34	6,831	219.59	20	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
神戸町	64人	16	18,765	341.06	4	2	45	0	1	1	6	1	12	0	1	0	14	0	1						
輪之内町	9人	37	9,722	92.57	36	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1						
安八町	35人	27	14,505	241.30	15	0	20	0	6	0	1	0	7	0	3	0	1	0	0						
揖斐川町	39人	23	19,875	196.23	25	1	15	0	1	0	0	0	3	0	2	0	0	1	8						
大野町	29人	30	22,601	128.31	33	2	18	0	0	0	0	2	13	0	1	0	4	0	1						
池田町	31人	29	23,503	131.90	32	1	14	0	0	0	0	0	2	0	3	0	2	0	1						

市町村	感染者		人口	人口 10万対 感染者数	順位	クラスター ※ 総数と、高齢者施設など6分類の合計は一致しない。(複数分類計上)										病院				
	感染者	順位				総数		高齢者施設		外国人		会食		夜の街		学校				
						感染者数	順位	感染者数	順位	感染者数	順位	感染者数	順位	感染者数	順位	感染者数	順位			
中濃	1,193人	—	367,258	324.84	—	45	808	8	117	16	277	10	138	4	103	3	29	2	206	
	関市	170人	8	86,553	196.41	24	13	117	1	9	4	35	4	43	1	10	1	12	1	14
	美濃市	45人	22	19,519	230.54	17	3	33	2	20	1	7	0	5	0	0	0	0	1	
	美濃加茂市	317人	5	56,876	557.35	1	8	243	2	19	4	74	0	12	0	16	2	7	1	129
	可児市	485人	2	100,130	484.37	2	16	318	2	47	7	143	4	69	3	60	0	8	0	41
	郡上市	21人	33	39,451	53.23	39	2	13	0	0	0	2	1	3	0	2	0	0	0	3
	坂祝町	22人	32	8,329	264.14	11	0	6	0	0	0	4	0	1	0	1	0	0	0	1
	富加町	7人	39	5,613	124.71	35	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	川辺町	34人	28	9,906	343.23	3	0	19	0	7	0	2	0	0	0	5	0	1	0	5
	七宗町	8人	38	3,448	232.02	16	0	5	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
東濃	八百津町	29人	30	10,286	281.94	8	1	21	1	9	0	1	0	0	0	1	0	0	0	6
	白川町	14人	35	7,499	186.69	29	1	9	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1
	東白川村	5人	40	2,032	246.06	14	1	5	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	1
	御嵩町	36人	26	17,616	204.36	22	0	17	0	2	0	6	0	1	0	8	0	1	0	2
	多治見市	285人	6	107,354	265.48	10	8	102	1	26	3	35	3	20	3	36	0	1	0	8
	中津川市	96人	11	76,284	125.85	34	4	54	1	23	0	1	1	5	0	1	2	14	0	2
	瑞浪市	72人	15	37,137	193.88	26	4	53	0	2	0	9	0	3	0	2	0	2	1	10
	恵那市	37人	25	48,642	76.07	38	1	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	土岐市	145人	9	55,942	259.20	12	7	93	1	10	4	43	4	39	1	16	0	1	0	19
	飛騨	90人	—	141,700	63.51	—	3	65	0	0	0	0	1	7	0	0	1	46	0	1
県外その他	高山市	75人	12	86,039	87.17	37	3	59	0	0	0	0	1	7	0	0	1	43	0	0
	飛騨市	5人	40	22,936	21.80	41	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	下呂市	10人	36	31,205	32.05	40	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1
	白川村	0人	42	1,520	0.00	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	県外その他	69人																		

※ 順位は、感染者数の多い順

※ 人口10万対の母数 (R1.10.1時点) 岐阜県：「総務省 人口推計 第4表」、市町村：「令和元年県人口動態統計調査結果」

※ クラスター数は関係市町村で計数し、クラスター人数は県内患者の居住地で計数した。

新型コロナウイルス 「第 4 波」拡大阻止対策(案)

令和 3 年 4 月 8 日決定
岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

- I 4 月 5 日から 5 月 5 日までの間、初めての「まん延防止等重点措置」が宮城県、大阪府及び兵庫県を実施区域として講じられるなど、全国各地で感染が急増しています。

本県においても、10 万人あたりの新規感染者は 5.13 人（4 月 7 日現在）。3 月 16 日を境に増加傾向にあります。**別紙 1**

また、病床使用率は 17.4%（4 月 7 日現在）で、国の基準でいうステージⅢ（20.0%以上）に接近しつつあります。**別紙 2**

- II 加えて、以下のとおり、多くの懸念材料を抱えております。

○変異株の増加

※これまで 58 例確認。変異株クラスターは 4 例（28 人）。

※3 月における新規感染者の約 2 割が変異株。その多くが感染経路不明で、市中感染が懸念。

※感染力が強く、入院病床を圧迫。重症患者が急激に増加し、病原性も高い可能性。

○若者の感染者増加（過去の経験から高齢の感染者増につながる恐れ）

○孤発例の増加（リンク不明の感染者の増加→市中感染拡大）

○多くが県外由来（愛知県、首都圏、関西圏）

○大型連休突入（人の動きの活発化）

Ⅲ 特に、変異株については、関西圏を中心に急激な拡がりをみせており、本県でも、急速な感染拡大が懸念されます。

特に、過去の経験からみて、孤発例が多く、若者の感染者割合が高い本県の現状は、その後の感染急拡大につながる危険性を有しています。

Ⅳ 以上から、本県においては、すでに「第4波に入った」といえる状況です。

このため、今春の大型連休明けまでを目途とした本対策をとりまとめ、何としても「第4波」拡大を阻止するため、速やかに実施いたします。

県民の皆様におかれては、引き続き基本的な感染防止対策（マスク着用、手指衛生、三密回避など）を確実に実践するとともに、大型連休を控えて、リスクの高い会食や旅行などの自粛をお願いいたします。

また、事業者の皆様におかれても、業種別ガイドラインを遵守いただき、「行動変容の徹底継続」をお願いいたします。

Ⅴ なお、今後、以下の状況等を総合的に判断して、感染急拡大の兆候がみられ、必要があると判断した場合には、本対策に加えて、時短要請を含めた、さらに強力な措置の実施を検討いたします。

○県内新規感染者数及び病床使用率の状況

→国の基準「ステージⅢ」以上か否か

○県の基準指標（5指標）の状況

○隣接県の感染状況

○変異株のまん延状況

対策１ 「新しい行動様式」の徹底

大前提として、『「基本的な感染防止対策」（マスク、手指衛生、三密回避）の徹底継続』を。

- ・ 飛沫感染対策：マスク着用（「口が災いの元」。しっかりブロック）
- ・ 接触感染対策：手洗い（頻繁・丁寧に）
- ・ 人との距離確保：〔フィジカル・ディスタンス（物理的距離）〕
- ・ 三密（密閉・密集・密接）の場の徹底回避を。
- ・ 体調の異変（発熱など風邪症状、味覚・嗅覚障害、息苦しさなど）を感じたら全ての行動（出勤、通学、会合など）をストップ。

これらのいずれかが守られていない場合に感染。変異株も同様。改めて、こうした基本的対策の徹底継続を。

（１）「県をまたぐ移動」「外出」「飲食」に関する慎重な判断

- ・ まん延防止等重点措置区域（特に関西圏）など、感染拡大地域への移動は自粛、延期を。
 - ※出張など、ビジネス時の外出においても、同様に自粛、延期を。
 - ※学校においても、修学旅行等の目的地は慎重に検討。
- ・ 外出は必要性和安全性を慎重に検討し、空いた時間と場所を選んで。
- ・ 飲食は短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話時はマスクを着用。可能な限り、家族やパートナーと。大人数は避けて慎重に。
 - ※特に、企業や大学における歓迎会、新歓コンパは要注意。

（２）大型連休の行事の感染防止対策徹底

- ・ 帰省した同級生同士、親戚同士の大勢の会食は自粛。
- ・ 延期した「成人式」についても、２次会を自粛するなど、感染防止対策を徹底。状況によっては再延期も検討。
- ・ 「バーベキュー」は、長時間飲食や深酒を誘引するため自粛。
- ・ 「カラオケ」は飛沫感染のリスクが高いため、「マスク・カラオケ」を徹底。これができない場合は自粛。

(3) 飲食店をはじめ、各業界における感染防止対策の徹底

- ・各職場や店舗等において、業種別ガイドラインを遵守徹底。
- ・行政による見回り調査を実施し、直接的に飲食店に対応を要請。

【見回り調査について】

対象店舗：県内全ての飲食店（約1万7千店舗）

実施主体：市町村と連携して実施

実施内容：飲食店が一定程度密集する地域を重点的に見回り実施
（パーティションの設置等感染防止対策の措置状況を確認）

実施期間：可能な限り4月中

(4) 在宅勤務、時差出勤など、出勤者減少の取組みの継続

- ・テレワーク、ローテーション勤務の推進。
 - ・職場における「ぎふコロナガード」（感染対策を監視する責任者）を活用した感染防止対策の徹底。
- ※特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に十分注意。

対策２ 医療・福祉対策

(１) 感染拡大兆候の事前探知に向けた予防的検査の実施

①福祉入所施設での予防的検査の対象拡大

- ・昨年度「福祉入所施設の従事者を対象としたPCR検査モデル事業」を岐阜市と連携して実施済み。

※３月末までに１２９施設、３，４３７人実施済み

⇒４月上旬から、人口当たり感染者数上位１０市町で行政検査として開始。

※約５００施設 約１１，０００人

⇒残り３２市町村は、４月中旬から検査開始。

※約７００施設 約１８，０００人

②外国人パブ等での予防的検査の対象拡大

- ・外国人パブ等のクラスターが発生した可児市において、従業員へのウイルス検査を実施済み。

※３月１７日まで外国人派遣事業所、外国人パブ等に対し、２３３人の検査を実施。

⇒４月下旬から、教会、日本語教室において国のモニタリング検査を活用し、定期的に実施。

※可児市に加え、人口当たりの外国人県民の多い美濃加茂市及び大垣市で同様の事業を展開

⇒加えて、派遣事業者等と連携し、外国人県民を雇用する事業所への積極的な受検働きかけを実施。

③国と連携したモニタリング検査の実施（国・県事業）

- ・国と連携し、歓楽街等感染リスクの高い場所を中心に、無症状者に焦点を当てた幅広いPCR検査等を実施。

【本県の状況】

i 「スポット配布型」

- ・県有施設、鉄道主要駅、ショッピングモール等、人出の多い場所で実施（3月4日より開始）

ii 「団体検査型」

- ・運動部の活発な学校、外国人県民の参加する日本語学校、企業等で実施（3月23日より開始）

【実績】

- ・4月6日までで1, 473件実施（うち陽性疑い1）

（2）機動的検査の実施

- ・歓楽街等で陽性者がした場合、周辺の同業態の店舗に対し予防的PCR検査を「機動的検査」として実施。

（3）変異株への対応

- ・変異株を確認するため、検査頻度を上げたスクリーニングを徹底。
- ・上記スクリーニング後、国立感染症研究所で遺伝子解析し、変異株を確定しているが、時間を要するため、県で遺伝子解析できる「次世代シーケンサー（分析機器）」の早期導入を図る。

（4）「オール岐阜」でのワクチン接種の円滑な推進 別紙3

- ・市町村、医療関係機関とともに「オール岐阜」で「ワクチン接種推進協議会」及び「ワクチン供給調整本部」を設置し、ワクチン供給の基本的考え方や、医療従事者、市町村へのワクチン供給に関する方針を決定。

(5) 「自宅療養者ゼロ」堅持に向けた医療提供体制の強化

第3波における一日当たり最大感染者数の2倍程度になっても「自宅療養者ゼロ」を堅持できるよう、「病床・宿泊療養施設確保計画」を見直し、早急に1,500床確保を目指す。

①病床・宿泊療養施設の拡充（現在1,235床→1,505床）

i 病床（現在694床）

- ・各医療機関に確保済の病床の最大限の活用（圏域を越えた受け入れ促進）に加え、可能な限りの病床上積み。（+20床程度）

ii 宿泊療養施設（現在541床）

- ・新たな宿泊療養施設の確保を進める。（+200床程度）
- ・1室の複数人利用など、実態に応じた運用に見直し。（+50床程度）

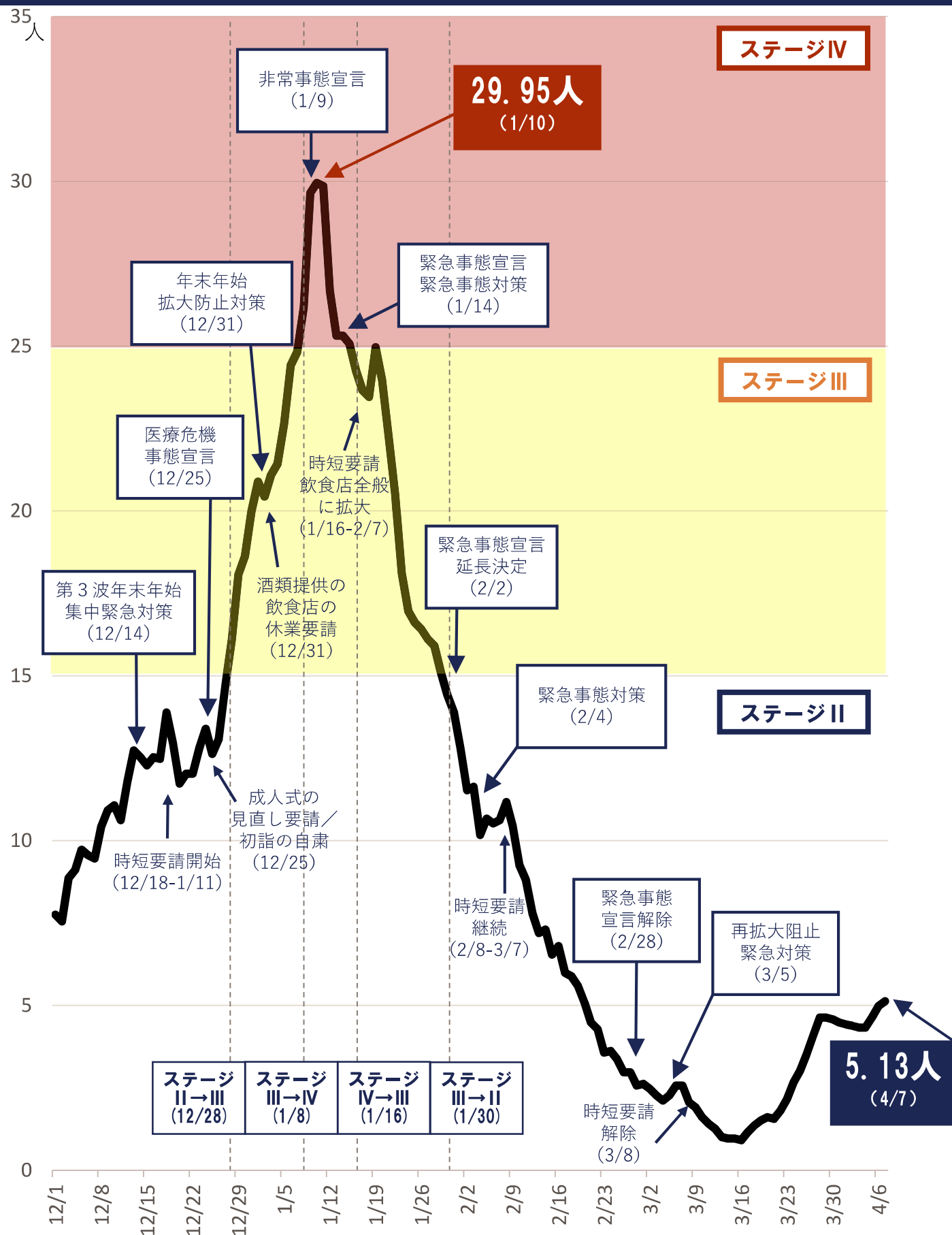
②後方支援病床の確保、運用（現在56床→106床）

- ・退院基準を満たした後も引き続き治療が必要な患者を受け入れる「後方支援病床」を増床。（+50床）
- ・後方支援病床のさらなる増床を進めるとともに、関係者間で受入条件などの情報共有を徹底し、効率的な運用を推進。

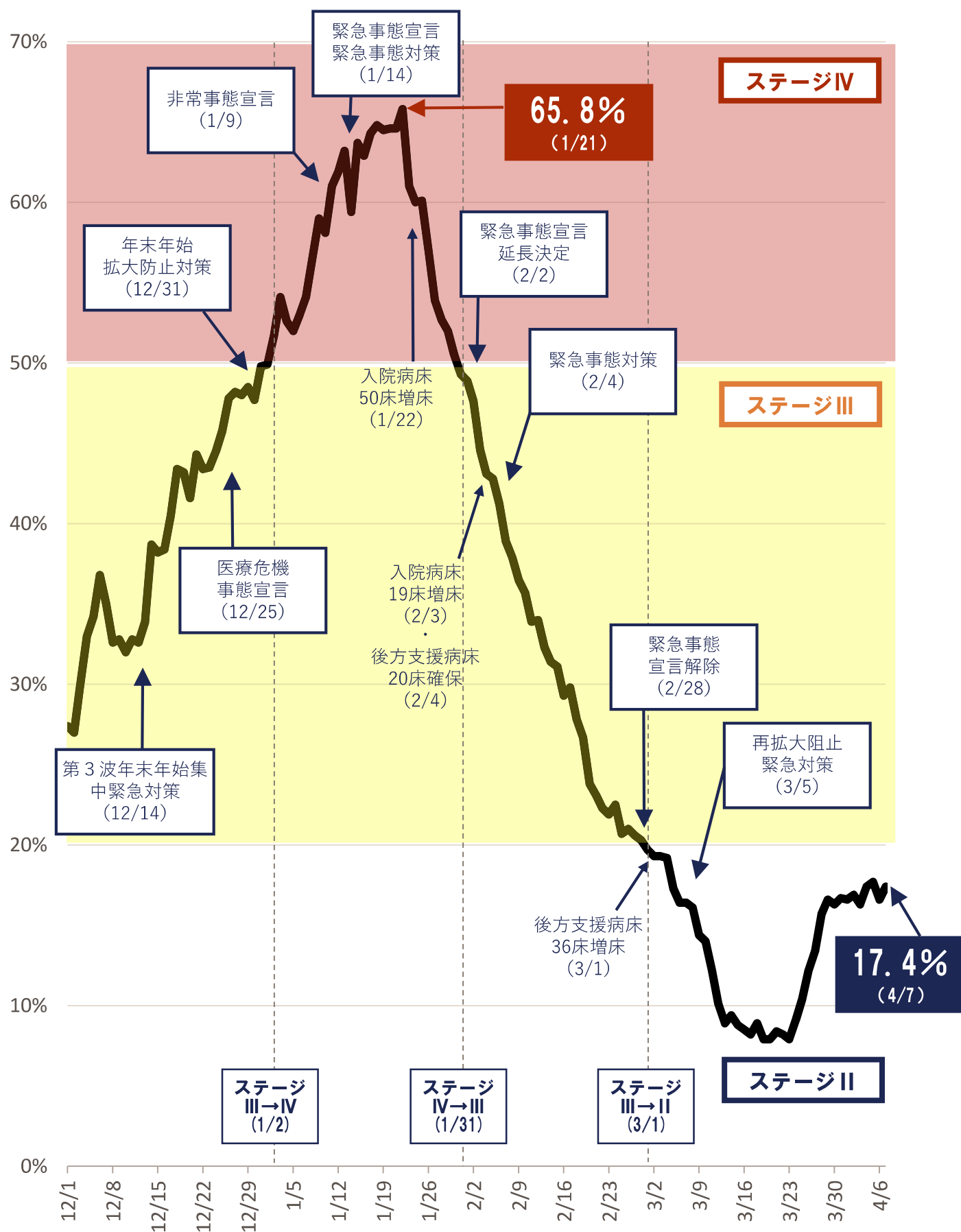
(6) 検査能力の充実

- ・「C o b a s 8 8 0 0（全自動遺伝子検査装置）」を県保健環境研究所において5月中旬より稼働開始。
- ・稼働後の合計検査体制 12,544件／日→13,510件／日
- ・変異株スクリーニングに際し、県で遺伝子解析できる「次世代シーケンサー（分析機器）」の早期導入を図る。（再掲）

10万人あたり新規感染者数 (7日間移動合計)の推移と県の対策

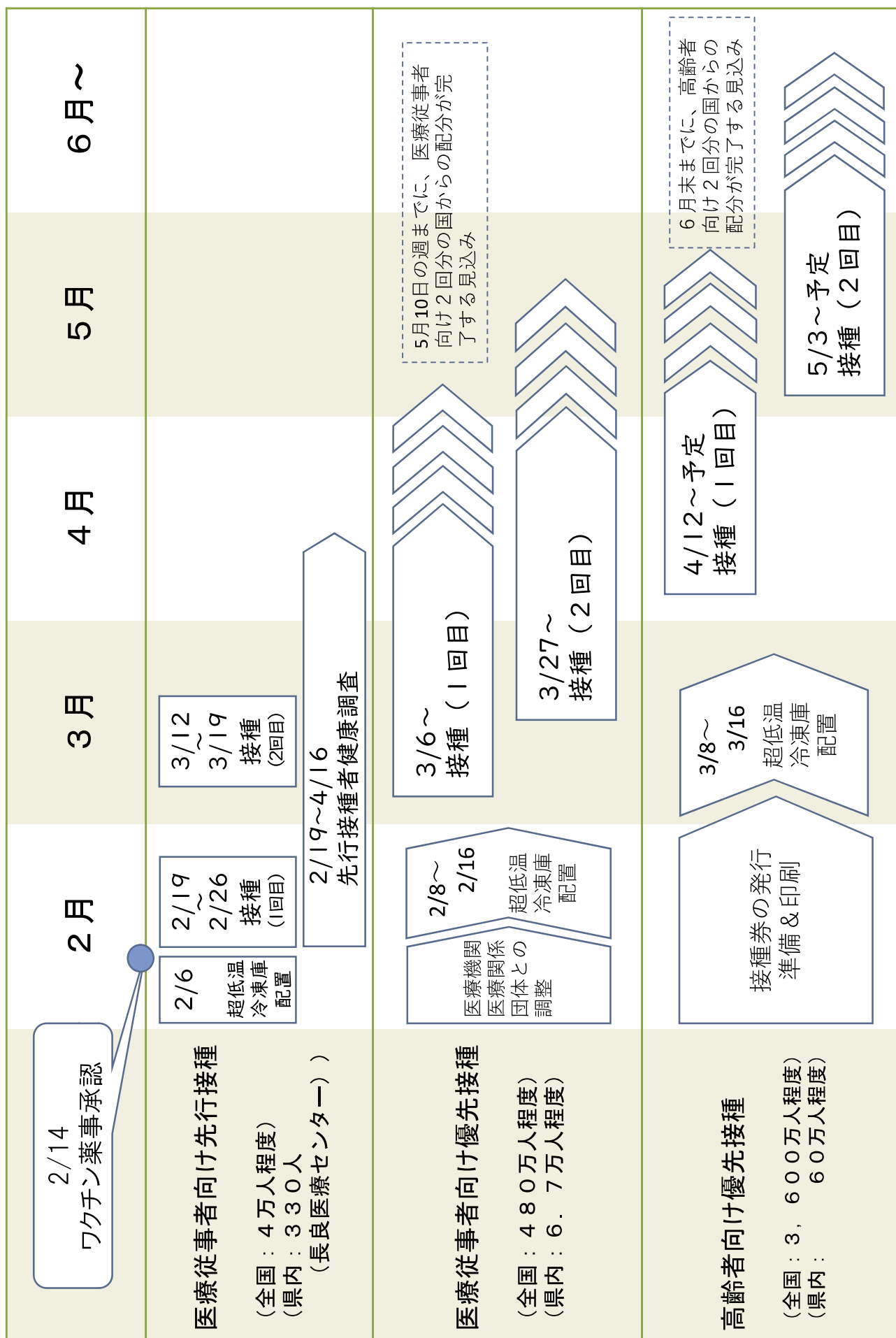


病床使用率の推移と県の対策



ワクチン接種 スケジュール（予定）

別紙 3



新型コロナウイルスのある生活のための
岐阜市総合対策（第 6 版）（案）

令和 3 年●月●日

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部決定

目次

1 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発

- (1) 市民の皆様への周知・啓発
- (2) 事業者の皆様への協力依頼

2 イベント、市有施設等の対応方針

- (1) イベント等の取り扱い
- (2) 市有施設の取り扱い

3 オール岐阜市役所での感染防止対策

- (1) 学校等の感染防止対策等
- (2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策
- (3) 社会福祉施設等における感染防止対策
- (4) 市民窓口等における感染防止対策
- (5) 職員の感染防止対策
- (6) 自然災害発生時の感染症対策の強化
- (7) 市民病院の診療体制

4 医療・予防体制の充実

- (1) 保健所の体制
- (2) 検査体制の拡充
- (3) 宿泊療養施設の設置
- (4) 患者の搬送
- (5) ワクチン接種

5 社会経済活動の支援

- (1) 市民生活の支援
- (2) 経済・就労支援

6 ポストコロナ社会への対応

- (1) デジタルトランスフォーメーションの推進
- (2) 新しい生活様式への対応

7 令和3年度総合対策の事業体系

参考1 令和2年度の緊急対策事業

参考2 岐阜市における主な対応状況

参考3 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 令和2年5月15日策定(令和3年3月8日変更)
「コロナ社会を生き抜く行動指針」

※各章に記載の事業の内、予算承認前の事業については、議会の承認を経て決定する。

I 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発

(I) 市民の皆様への周知・啓発

① 新しい生活様式の徹底等の呼びかけ

市民に向けて

- ・ 「3密の回避」や「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめ、感染状況に応じた感染防止対策や「新しい生活様式」、「感染リスクが高まる『5つの場面』の回避」等を市の広報媒体のほか、テレビやラジオ等、多様な媒体を活用し、広く市民へ周知

【活用する媒体等】

広報ぎふ、市公式ホームページ、Facebook、Twitter、LINE、YouTube、防災行政無線、防災情報メール、テレビ、ラジオ、地域情報誌、市有施設等でのポスター掲示

- ・ 患者の発生状況、感染対策のお願いを記載した文書を、自治会に定期配布

外国人市民に向けて

- ・ 市有施設において、消毒、手洗いなど感染防止対策の多言語での文書を掲示
- ・ ぎふメディアコスモス 多文化交流プラザの相談窓口に来られない外国人市民のために、Skype を活用した生活相談を継続

◇ 英語 毎日 10:00～12:00、13:00～16:00
◇ 中国語 火、木、土 10:00～12:00、13:00～16:00
◇ タガログ語 日～木 10:00～12:00、13:00～16:00
金 9:00～12:00、13:00～15:00
◇ ポルトガル語 月 10:00～12:00、13:00～16:00
◇ ベトナム語 日 10:00～12:00、13:00～16:00

- ・ 市ホームページ等にて、国・県から提供される多言語情報や周知が必要な市の情報を多言語に翻訳し掲載

② 誹謗中傷や差別防止に向けた啓発

- ・ 市ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」を随時更新
- ・ 啓発資料「守ろう人権住みよい岐阜市号外」を、市内小中特別支援学校及び市立幼稚園、市岐商、児童生徒が出入りする公共施設（体育館、青少年会館、中央図書館等）へ配布及び設置
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見等の防止、いわゆるストップ!「コロナ・ハラスメント」の実効性を高めるため、広報ぎふ、ラジオ、パネル等の媒体を活用するほか、地域の人権教育や出前講座の実施等、あらゆる機会を捉え、新型コロナウイルス感染症に関連した人権教育や

人権啓発に粘り強く取り組む

ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

1 「コロナ・ハラスメント」？

新型コロナは人類未知のウイルスであり、誰も怖いものです。
この病気に対する恐怖心、誤解や偏見により、知らず知らず誰かを排除したり、差別をしていますが？ 身近なところで以下のようなこと（コロナ・ハラスメント）が起こっていませんか？

- ・ 退院した感染者が、お店の方から「帰れ」と言われた。
- ・ 会社に復帰する際に「陰性証明を持ってこい」と言われた。
- ・ 感染者が、退院後にデイサービスを断られた。
- ・ インターネット上で感染者を名指しするような書き込みがあった。
- ・ 感染者の子どもが、学校でコロナのことでいじめられ、泣きながら帰ってきた。
- ・ 感染者が発生した地域で、嫌がらせのビラが配られた。
- ・ 飲食店が、感染者が発生したという噂により、風評被害にあった。
- ・ 医療従事者の子どもが、保育所で受け入れ拒否やいじめを受けた。
- ・ 感染が多発している県のナンバーの自動車に対し、嫌がらせのビラが貼られた。
- ・ 子どもが学校を休むと、同級生にコロナに感染したと言われた。
- ・ 感染者が出ている学校の学生が、アルバイト先から解雇された。

○ご相談・お問い合わせは、以下まで。

- ・ 岐阜県人権啓発センター(058-272-8252)
- ・ 岐阜市人権啓発センター(058-214-6119)

2 「思いやり」と「感謝」を

新型コロナは、誰でも感染する可能性があり、私たちが闘っている相手は、人ではなくウイルスです。

感染した方を「思いやり」、その立場を守ります。また、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に「感謝」します。

このように人との絆を大切に、この難局を乗り越えましょう。

- 患者、濃厚接触者、医療従事者、外国人の方々、他地域からの来訪者、そして、それらのご家族や特定の店舗などへの差別的扱い、非難を絶対になくしましょう。
- 不確かな感染情報（デマ）の拡散は許されることはありません。SNSに書き込むなど安易に広げることは、かえって人に不安を与えるだけです。
- 医療従事者をはじめ、新型コロナ対策に携わる関係者の方々、あるいは食品流通業務や、生活安全業務など、私たちの暮らしを支える方々に改めて感謝しましょう。



<「コロナ社会」での生活について>

- 「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」「3密の回避」の習慣化
 - 人との距離の確保
 - ・ 職場や外出先でのイスや行列等では、人との距離を確保（できるだけ2m。最低1m）
 - ・ 在宅勤務や時差出勤を活用
 - ・ 外出時の予約の活用
 - マスクの着用
 - ・ 仕事や買い物などで外出するときは、熱中症に注意しつつマスクを着用
 - 手洗いの励行
 - ・ 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手洗い
 - ・ 自らの体調管理の徹底・検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しない。
 - 高感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場には、近づかない。
 - 感染リスクの高まる「5つの場面」を回避する。
- 感染リスクの高い場や行動は避ける
 - ・ 閉め切った空間、大人数での酒類を伴う飲食・会食・カラオケ、マスクを外しての人との接触などは避ける。

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- ☐ 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- ☐ 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- ☐ 接触確認アプリの活用を
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

出典：新型コロナウイルス感染症専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）6月19日一部変更

感染リスクが高まる「5つの場面」

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に数話などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、同じ飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご場では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、盛力ラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の流れや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



出典：新型コロナウイルス感染症対策分科会

「分科会から政府への提言」（令和2年10月23日）

静かなマスク会食を！

しず かいしょく 静かなマスク会食を！

Please wear a mask any time you speak when eating out!

の た はず はな
飲む・食するときだけマスクを外し、話すときにはマスクをつけよう

Only remove your mask when eating/drinking and keep it on while speaking.







おおにんずう ちやうじかん いんしょく さ
大人数や長時間におよぶ飲食は避けましょう
Avoid eating/drinking with large numbers of people entirely and only do so with small numbers of people for short periods of time.

しんがた かんせんしょうたいさく さようりょく
新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください
Please cooperate with countermeasures to prevent the spread of COVID-19.

岐阜市
(令和2年12月)

(2) 事業者の皆様への協力依頼

① 業種別ガイドライン、岐阜県行動指針の徹底等

各職場において、感染防止の担当者（ぎふコロナガード）を設置し、業種別ガイドラインや県の「コロナ社会を生き抜く行動指針」[参考3](#)に基づき、岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス等も活用しながら感染防止対策を実行されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。

また、感染防止対策を実施した店舗では、「with コロナステッカー」や「新型コロナ対策実施中！ステッカー」を掲示し、感染防止の徹底の自己宣言と利用者への注意喚起を行うよう、呼びかけていく。

加えて、4 月中に直接的に飲食店に対応を依頼するため、職員による感染防止対策の啓発及び見回り調査を、飲食店が一定程度密集する地域に重点を置いて実施し、各飲食店の感染防止対策の実施状況を確認する。



見本

with コロナステッカー



見本

新型コロナ対策実施中！ステッカー

② 働き方の新しいスタイルの実践

国の専門家会議で示された『「新しい生活様式」の実践例』を参考に、これまでの働き方から、「コロナ社会」での働き方へ見直されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。

<「コロナ社会」での働き方について>

- 仕事場は密にならないよう一人ひとりの間隔を保持。また、頻繁に換気を実施
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等パーティションを設置するなど遮断する措置を取る。
- 徹底した清掃・消毒を行う、ごみは密閉して廃棄するなど仕事場の衛生対策に努める。
- 従業員のマスク着用、手指消毒の徹底
- 毎日、従業員の健康チェックの徹底
- 在宅勤務や時差出勤を取り入れる。また、オンライン会議を活用
- 来客等入場者には、マスク着用の徹底を求めるとともに、発熱や風邪症状がある方には入場を控えていただくよう感染防止対策を徹底

2 イベント、市有施設等の対応方針

(1) イベント等の取り扱い

市が単独で実施するイベントは、実施の必要性を判断した上で、開催にあたっては、県の指針^{参考3}に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、各種講座の開催にあたっては、引き続き県の指針^{参考3}に基づいた感染防止対策を徹底する。

市が関与する実行委員会等主催者や民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県の指針^{参考3}に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請していく。

(2) 市有施設の取り扱い

すべての市有施設は、「新型コロナウイルス感染症流行時における岐阜市行政機能の確保に関する行動計画」に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市の催事施設は、県の指針^{参考3}に基づいた感染防止対策を徹底する。

3 オール岐阜市役所での感染防止対策

(1) 学校等の感染防止対策等

- ・ 各施設において、手洗い・マスク着用の徹底を含め、十分な感染防止対策を実施するとともに必要な物品（消毒液や保健衛生用品等）を整備

市立小学校、中学校

- ・ 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員等が消毒を実施、スクール・サポート・スタッフを雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒作業等を担うスクール・サポート・スタッフを、全小中学校に配置
- ・ 発熱等の症状がある児童生徒については、保健室とは別に待機する場所を確保

岐阜特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

- ・ スクールバス車内での3密を避けるため、スクールバス4台を増便
- ・ 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を校舎に入る前に確認（スクールバス利用者はバス乗車前に確認）、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員等が消毒を実施、スクール・サポート・スタッフ（小学部、中学部）、教員業務支援員（高等部）を雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施
- ・ 発熱等の症状がある児童生徒については、保健室とは別に待機する場所を確保

市立幼稚園

- ・ 登園時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気、玩具等の小まめな消毒の実施などの感染予防対策を実施

- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を園舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない園児には、園舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど園児等が利用する場所のうち、多くの園児等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員等が消毒を実施
- ・ 滅菌庫を導入し衛生環境を整備
- ・ 入園式は対象園児と保護者1名のみの参加とし、短時間で実施

岐阜商業高等学校

- ・ 健康チェックカード(土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載)を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど生徒等が利用する場所のうち、多くの生徒等が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、教職員が消毒を実施、教員業務支援員を雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施

女子短期大学

- ・ 通学前の毎日の検温による体調管理の徹底と、通学時のバス内の混雑を避けるため、時差授業を実施
- ・ 手洗い・マスク着用・手指消毒を徹底し、講義室内では格子状に座らせるほか、各講義室や廊下に感染予防のチェックシートを掲示し、教員、学生が随時確認を行う。また、パソコン教室や学生ホールのテーブルにパーティションを設置
- ・ 感染拡大地域への不要不急の移動や、サークル活動の合宿、懇親会を自粛

薬科大学

- ・ 学生に日々の体調等を「健康管理カード」に記録させ、体調の自己管理の徹底
- ・ 部活動に関しては、「安全な部活動のためのガイドライン」を定め、活動時間の短縮や部員の健康管理の徹底を図るとともに、学生自ら感染防止対策を講じた安全な活動方法を考え、自律的に活動するよう、毎月「活動実施計画書」の作成及び提出を求め、感染状況によっては、活動禁止
- ・ 対面授業は、学生間の間隔を十分に確保して実施するため、1授業について2つの教室を使用し、一方の教室での授業の様子を別の教室に配信し、

学生が分散して受講する体制にて実施

- ・ 実習は、授業内容に応じ、マスクに加え、教員及び学生がフェイスシールドを併用して複数の実習室に分散して実施

市立看護専門学校

- ・ 講義は講堂や広い教室を活用して学生間や教員との距離を保ち、演習やグループワークなどではマスク着用に加え、フェイスシールドやアイシールドなどの着用を義務づけて実施
- ・ 臨地実習では、実習前2週間の体調および行動歴を紙面にて報告させて事前に安全性を確認し、その都度実習先に連絡して了解を得ている。
- ・ 学生、教員、来校者には、玄関で体温測定ならびに体調チェックを行った上で入館を許可し、昼休みにも体温測定ならびに体調チェックを実施
- ・ 休憩時間には実習室等を開放して、学生が利用できる洗面場所を増やし、手洗いやうがいを徹底させている。また、ドアノブ等複数人が触れる場所は頻回の消毒を実施
- ・ うがいや歯磨きの際は、学生同士の距離をおいて、会話を禁じることを徹底
- ・ 食事の際は、各学生の机に飛沫防止用の衝立を設置、黙食を徹底
- ・ 高等教育の修学支援新制度の対象外である学生が、家計急変に伴い授業料等の納付が困難になった場合の支援として、学校独自に授業料等を減免

(2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策

- ・ 受け入れ体制の整備や利用料への財政負担については、全面的支援を県に求める。
- ・ 保育所、放課後児童クラブでの様々なリスク低減に向けた取組として、登園時、登会時の健康チェック、手洗いやうがいの励行、室内の換気など衛生管理の基本となる対策を継続して実施。保護者が安心して子どもを預けることができる環境を確保
- ・ 「健康チェックカード【改訂版】」(8月5日)により、児童、職員の健康管理を徹底

(3) 社会福祉施設等における感染防止対策

- ・ 各施設等の判断による面会・外出制限の緩和に関する国通知等に基づき改正された「感染・まん延防止チェックリスト(県作成)」により、感染防止を徹底

- ・ 高齢者福祉施設等に対し、入浴介助サービス時におけるマスクの着用の徹底、入浴介助サービスの回数減や清拭への切り替えなどの検討、利用者の耳元で、大声で話す際は、マスクに加えフェイスシールド着用などを啓発

(4) 市民窓口等における感染防止対策

- ・ 3 密の回避のため、市 HP に行政窓口や施設の混雑状況をリアルタイムでお知らせする情報サービス「混雑ランプ」を配信
- ・ 住民票の発行などを行う各事務所において、自家用車内等で待機してもらうことができるよう、ワイヤレスコールを導入し、密にならない待合スペースの整備と、窓口の規格に合わせたアクリル板の設置による飛沫感染防止対策の徹底
- ・ 本庁舎などに、非接触式体温計を設置し、来訪者に検温を呼び掛ける。

(5) 職員の感染防止対策

勤務形態

① 在宅勤務

② 時差勤務

- ・ 12 パターンから選択できる時差勤務

③ 勤務日の割振り

- ・ 勤務日の割振り変更により、週休日を土、日以外に設定

④ その他

- ・ 休憩時間帯の拡大を継続
(11時15分～13時30分の間で1時間)
- ・ 会議室を休憩場所として開放(明德庁舎2階 12時～13時の間)

職員の意識の徹底

- ・ 家族も含めた、日常生活における「新しい生活様式」(P4)の実践
※「人との距離の確保」、「マスク着用」、「手洗い」など
- ・ 出勤前の検温実施と体調がすぐれない場合の出勤停止
- ・ 所属長による所属職員の健康管理の徹底
- ・ 職員の健康自己チェックシートの作成及び所属における健康自己チェック済み確認表の作成
- ・ 職員の行動歴シートの作成
- ・ 職場の清掃・消毒及び換気の徹底

- ・ 「ぎふコロナガード」による感染防止対策ポイントのチェック、声かけの徹底

(6) 自然災害発生時の感染症対策の強化

- ・ 避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編)の市民(自主防災組織)への周知及び訓練の実施
- ・ 避難所における感染症対策実施のための備蓄の充実
- ・ 避難所としてのホテル・旅館等の民間施設の活用

(7) 市民病院の診療体制

新型コロナウイルス感染症対策を引き続き継続しながら

- ・ 病院内への入館規制を引き続き行う
- ・ 外来は、過密対策を行いつつ実施
- ・ 入院は、面会制限したうえで実施
- ・ 手術、各種検査は、飛沫予防策を含む感染症対策を徹底したうえで実施
- ・ 健康管理センター(健診事業)は、一部検査の制限を行いつつ実施

4 医療・予防体制の充実

(1) 保健所の体制

① 岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部の設置

- ・ 本市でクラスターが発生した際には、引き続き岐阜県と合同で積極的な疫学調査を実施し、早期終息を目指す

② 感染症対策課の設置

- ・ 令和2年8月3日付で新設した「感染症対策課」において感染症対策に係る施策を総合的・専門的に実施

③ 受診・相談センターの設置

- ・ 発熱等の症状のある方で、相談する医療機関に迷う場合の電話相談窓口を設置

● 平日窓口

Tel058-252-0393(平日午前9時～午後5時)

● 休日・夜間窓口

Tel058-272-8860(平日午後5時～翌午前9時、土日祝日(終日))

④ 新型コロナウイルスワクチン接種係の設置

- ・ 令和3年1月4日付で新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを設置。また、ワクチン接種の実施を全庁横断的に取り組むため、3月10日付で、新型コロナウイルス感染症対策本部内に、ワクチン接種対策検討会を設置。その後、4月1日付で新型コロナウイルスワクチン接種係を設置し、市民への早期かつ安全なワクチン接種を実施

(2) 検査体制の拡充等

① 衛生試験所の検査体制

- ・ 1日あたり最大60検体のPCR検査を実施
- ・ 今後の検体の増加に対応できるよう必要な検査試薬を確保

② 医療機関内検査の拡大

- ・ 診療、検査ができる医療機関を県が「診療・検査医療機関」に指定
- ・ PCR法等を用いた検査を実施

③ 市医師会との連携による「地域外来・検査センター」の設置

- ・ 岐阜市医師会と連携し設置した「岐阜市地域外来・検査センター」(令和2年6月15日～)にて、週5日、1日当たり20件程度の検査を実施

④ 高齢者施設等に対する予防的検査事業

- ・ 国の基本的対処方針(令和3年3月18日変更)に基づき、高齢者施設等の従事者の検査を実施

- ・ PCR 法等を用いた検査を実施

※令和 2 年度の高齢者福祉施設の従事者に対する予防的な PCR 検査モデル事業の実績
対象施設 229 施設のうち 129 施設が受検

⑤ 妊婦の新型コロナウイルス検査事業

- ・ 強い不安を抱えている、又は基礎疾患を有している出産予定が 2 週間以内の妊婦に対し、新型コロナウイルス感染症の検査に必要な費用を助成

(3) 宿泊療養施設の設置

- ・ 岐阜県が、岐阜圏域では、羽島市の「HOTEL KOYO」に、402 室を確保。患者搬送の際は、必要に応じて県保健所等が保有する移送車を利用し、スタッフとして本市職員が対応

(4) 患者の搬送

- ・ 患者の搬送には、保健所の要請により消防本部の救急車を必要時に利用

(5) ワクチン接種

- ・ 市民が安心し、ワクチンを無駄なく効率的に接種できるよう公共施設や病院での集団接種と地域のかかりつけ医での個別接種を組み合わせたハイブリッド方式で接種を進める
- ・ 医療従事者等、高齢者、それ以外の者（基礎疾患を有する者を優先、高齢者施設従事者は施設で高齢者と同時接種も可能）の順に、接種を実施
- ・ 高齢者向けワクチン接種を令和 3 年 4 月 12 日より開始予定
- ・ 接種開始時期や接種可能施設の一覧を掲載した「ワクチン接種のご案内」を接種券の発送に合わせ、4 月下旬に市内の全戸に配布予定

5 社会経済活動の支援

(1) 市民生活の支援

○住居確保給付金

- ・ 離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける方に支給

○子ども見守り宅食支援事業

- ・ 学校等の休業や外出自粛など子どもの見守り機会が減少することで児童虐待のリスクが高まる中、食材料や弁当を配達しながら子どもの見守りを行う NPO 法人等に対し、その経費を支援

○要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金

- ・ 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒や就学予定者の保護者に対し、義務教育の円滑な実施のため学用品費等を援助

○高齢者世帯エアコン購入費等助成

- ・ 夏の猛暑に加え、コロナ禍により、外出自粛やマスク着用等で、熱中症リスクが高まる中、特に危険な状況にある高齢者のうち、経済的事情で自宅にエアコンがない高齢者世帯を対象に購入費用等を助成

(2) 経済再生・就労支援

○ぎふし伴走型特別資金

- ・ 中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とした融資制度を令和 3 年 4 月 1 日から創設。併せて融資に要する原資も増額

○広告宣伝支援事業補助金

- ・ 売り上げが減少している中小企業等に対し、販売促進等のために実施する広告宣伝に対し、10 万円を上限に支援

○キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化事業

- ・ 市内店舗等での消費を促進するため、非接触型 QR コード等によるキャッシュレス決済を利用した方に対し、利用額の一定割合をポイント還元する。

○オンライン旅行会社を活用した観光促進事業

- ・ オンライン旅行会社が運営する宿泊予約サイトにおいて、自然や温泉、クアオルト健康ウォーキングなどをテーマとした広告の掲出により、市内への宿泊を誘発し、落ち込んだ観光需要の促進を図る。

○宿泊割引助成による観光誘客促進事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策の状況を踏まえ、市内宿泊施設を対象とした宿泊割引キャンペーンを実施

○農作物の売上減少等への支援

- ・ 岐阜市農業再生協議会（事務局：農林課内）が高収益作物次期作支援交付金（国）の事業実施主体のひとつとなり、国への申請の取りまとめ等を随時実施

○畜産業者等への助言指導

- ・ 畜産業等の従事者に対して、感染防止に係る指導助言を実施

○離職又は内定を取り消された方を対象とした職員採用試験の実施

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で離職又は内定を取り消された方を対象に、雇用創出として、求職活動をしやすい、パートタイムの会計年度任用職員の採用試験を随時実施

○求職者・雇用者支援セミナーの実施

- ・ 求職者を対象とした、スキルアップや就職活動に資する「求職者支援セミナー」や雇用者を対象とした、人材確保や人材定着に資する「雇用者支援セミナー」を実施

○WEB 版の合同企業説明会（ぎふ仕事フェア）の開催

- ・ 市主催の WEB での合同企業説明会を令和 2 年度に引き続き開催

6 ポストコロナ社会への対応

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

○電子図書館サービス事業

- ・ 利用者への図書サービスの充実と読書の推進を図るため、電子図書館サービスを提供

○私立保育所等 ICT 化支援

- ・ 私立保育所等が保育士の業務負担軽減のため、ICT システム等を導入するために要した費用の一部を支援

○路線バス利用環境整備

- ・ キャッシュレス化を推進するため、市内バス路線の全国交通系 IC カードの導入を見据えて、交通事業者が実施する自動運賃収受システムの導入に対し、国の補助と合わせて支援

(庁内事務関連・市民向け)

○キャッシュレス決済

- ・ 現金に触れずに済むキャッシュレス決済を市の窓口や観光・文化・スポーツ施設等に導入

○スマートフォン等を活用した市税等の納付

- ・ キャッシュレス化の普及促進と納付方法の多様化による利便性の向上のため、スマートフォン等を使ったクレジットカード及びスマホ決済の促進

○AI チャット総合案内サービス

- ・ 11 月 1 日より、行政手続き 35 分野に関する問い合わせに対し、職員に代わり AI がチャット形式で 24 時間自動応答するサービスを開始

○岐阜市オンライン申請総合窓口

- ・ 12 月 1 日より、来庁せずに各種申請や届け出ができるオンライン申請の総合窓口を市ホームページに開設

(庁内事務関連・職員向け)

○テレワーク環境

- ・ 庁内ネットワークに接続できるパソコン(100台)による勤務

○Web 会議

- ・ 出先機関の職員、在宅勤務の職員、外部機関のメンバー等との会議が円滑に測れるよう、Web 会議の利用促進

（教育の ICT 化）

市立小学校、中学校

- ・ 新学年の教科書に準拠した授業動画を教員が作成し、4月20日から「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信。約200本の動画を配信しており、現在も活用が可能。
- ・ 岐阜市オンライン学習サービス「e ライブラリアドバンス」を活用し、自宅の端末からドリル学習に取り組み、学習内容の定着が図れるようにする。
- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学びの実現を図るため、全児童生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、オンライン学習等の環境を整備、通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業の際も、タブレット端末を積極的に活用。カリキュラムを編成してオンライン学習支援を実施し、学びを保証する。

岐阜特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

- ・ 教職員が作成した「生活単元学習」動画を「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信しており、現在も活用
- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学びの実現を図るため、全児童生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、オンライン学習等の環境を整備、通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業の際も、タブレット端末を積極的に活用。カリキュラムを編成してオンライン学習支援を実施し、学びを保証する。

市立幼稚園

- ・ 私立を含む市内の幼稚園、子育て支援団体、大学等の協力を得て、家庭での“学びにつながる遊び”を「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信しており、現在も活用

岐阜商業高等学校

- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学びの実現を図るため、全生徒及び教員分のタブレット端末を導入し、オンライン学習

等の環境を整備、通常授業でも積極的に活用

- ・ 臨時休業の際も、タブレット端末を積極的に活用。オンライン学習支援を実施し、学びを保証する。

女子短期大学

- ・ 遠隔授業（オンライン講義）と対面授業の併用を継続
- ・ 遠隔授業（オンライン講義）における学修環境を整えるため、経済的理由で、パソコンを準備できず、機能制限のあるスマートフォンで受講する学生に対して、ノートパソコンを貸し出す。
- ・ 受講者の多い対面授業の3密を避けるため、学内に無線 LAN のアクセスポイントを整備し、複数講義室で受講を可能とするとともに、遠隔授業ソフトの機能を活用した対面授業を実施

薬科大学

- ・ 対面授業を基本としつつ、感染拡大状況によっては、速やかに遠隔授業（オンライン講義）に移行できる体制を整備
- ・ 遠隔授業（オンライン講義）に移行した際、学修環境の整わない学生に対しては、ノートパソコンの貸出しや学内での遠隔授業（オンライン講義）の受講を認めるなどして対応

市立看護専門学校

- ・ 現在は3密とならない体制を整え、対面授業を行っているが、感染症拡大状況に合わせ、遠隔授業（オンライン授業）も実施できる体制を整備
- ・ 学生が、陽性者や濃厚接触者となった場合には、療養先もしくは待機先で、オンラインによる遠隔授業を受けられる体制や授業の様子を撮影したDVDの視聴ができる体制を整備し、単位取得に向けて支援

（2）新しい生活様式への対応

○文化芸術活動支援補助金

- ・ 文化芸術活動の発表の場である公演等の中止・延期を余儀なくされた団体・個人を支援するとともに、市民の文化芸術鑑賞機会の増加を図るため、公演等の動画撮影・配信に対して補助を実施

○オンライン上の見本市等への出展補助

- ・ オンライン上で開催される見本市等に自社製品を出展する事業者に対して、出展費用を補助。中小企業の販路開拓を支援

○テレワークの推進事業

- ・ テレワークの導入は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のほか、働く人のワーク・ライフ・バランスの実現、多様な人材の社会参画、企業の生産性の向上など様々な課題を解決できることが期待されている。テレワークの推進のため、テレワークプランとして日中に客室を利用するプランを提供するホテル・旅館に対して補助を実施、市民はテレワークプランを利用することで、利用料金の割引を受けられるよう対応した。
- ・ 市の認定を受けたホテルが令和 2 年8月1日より実施し、プランを提供中
- ・ 岐阜市リモートオフィス（Neo work-Gifu）を活用し、市内中小企業のテレワークを推進

○オンラインパパママ学級

- ・ 妊婦とその配偶者に対し、オンラインにて妊娠、出産、育児に関する情報提供や保健指導を実施

7 令和3年度総合対策の事業体系

これまで、緊急対策（令和2年4月27日発表）、with コロナ総合対策（同年5月17日発表）に基づき、感染拡大フェーズに応じた各種対策事業を実施してきた。

こうした中、国においては、感染症の拡大防止策や、ポストコロナに向けた経済構造の転換などを柱とした「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を同年12月8日に閣議決定するとともに、これに基づく令和2年度第3次補正予算が1月28日に成立し、令和3年度予算とあわせ、「15カ月予算」として切れ目のない対策を講ずるものとされている。

こうした状況を踏まえ、岐阜市の令和2年度補正及び3年度当初予算の対策事業の体系として、以下4つの柱を事業規模とともに示したものである。



（※令和3年度にわたる事業規模総額：約164億円）

1. 感染拡大防止対策（事業規模：約7億円・予備費含む）

公共・民間施設や市実施事業等において、消毒液等の衛生対策物品配備（支援）や、3密を避けるための体制確保などにより、感染拡大防止対策に努める。

また、感染症拡大や物品の流通状況などに鑑み、必要に応じ予備費を活用するなど、迅速に対応する。

（1）市民・事業者への感染拡大防止対策

・私立保育所等感染症対策支援事業、店舗における感染状況通知システム運用 など

(2) 市有施設・市事業における感染拡大防止対策

- ・学校、庁舎等市有施設衛生用品整備、特別支援学校スクールバス増便、市立保育所屋外遮光ネット取付対応工事、検診・イベント等におけるかかり増し経費 など

2. 医療・予防体制の充実強化（事業規模：約26億円）

国・県の対策とあわせ、ワクチン接種、行政検査、医療機関における検査手数料や入院費の公費負担など、医療提供体制や予防・検査体制の充実強化を図る。

- ・新型コロナウイルスワクチン接種、行政検査、地域外来・検査センター運営、医療機関における検査手数料・入院費自己負担相当分の公費負担、妊婦等を対象とした PCR 検査及び罹患後支援 など

3. 社会経済活動支援（事業規模：約130億円）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、所得や収益の減少等により、生活や事業活動に影響を受けている市民・事業者に対する支援を行う。

(1) 市民生活の支援

- ・住居確保給付金支給、要保護準要保護児童生徒援助（所得認定基準の緩和）、子ども見守り宅食支援、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（仮称） など

(2) 事業者の支援

- ・中小企業融資対策（貸付金、保証料補填、利子補給等）、キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化、広告宣伝支援、宿泊割引助成 など

4. 「新たな日常」の構築等推進（事業規模：約3億円）

ポストコロナ社会における新たな日常への転換を図るため、デジタルトランスフォーメーションの推進や、対面を前提とするなどの既存生活様式からの変革を促す観点に立った事業実施を進める。

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進

- ・庁内事務における働き方改革対応システム構築、RPA・AI-OCR 等デジタルツールの活用、行政手続のオンライン申請対応、市税・使用料等のキャッシュレス決済の推進 など

(2) 新しい生活様式への対応

- ・働き方改革のための次期コミュニケーション基盤整備、テレワーク推進助成、各種講座等の Web 開催、大学等の遠隔授業対応 など

上記に記載した事業のほか、感染症の状況に応じ、予備費の活用等も含め、迅速な対策を図るなど、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を最優先事項として取り組むものとする。

参考 | 令和2年度の緊急対策事業

(1) 「非常事態」総合対策(R2.5.6改定)における対策

新型コロナウイルス感染症 岐阜市緊急対策 (R2.4.27発表)

① 緊急支援フェーズ

1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

- (1) 検査体制の強化
 - ・PCR検査機器の整備支援
- (2) 感染拡大防止支援
 - ・医療機関への衛生用品配布等の支援(ふるさと納税等の活用)
 - ・福祉施設等における衛生用品の購入支援等
- (3) 病床の確保
 - ・入院病床確保のための空床補償
- (4) その他
 - ・小中学校等における非接触型体温計の配備
 - ・放課後児童クラブ
 - (小学校臨時休業等に伴う開設時間延長対応)
 - ・ICT教育推進(オンライン学習環境導入)

2 市民生活及び事業者への緊急支援

- (1) 市民生活への支援
 - ・特別定額給付金(4/27一部専決)
 - ・子育て世帯への支援
 - ・就学援助
 - ・住居確保給付金
 - ・傷病手当金の給付
- (2) 事業者への支援
 - ・実質無利子無担保融資制度の創設(4/27専決)
 - ・県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
 - ・雇用調整支援金
- (3) その他
 - ・市税及び国民健康保険料等の猶予、減免

一般会計規模 45,732,324千円
特別会計規模 10,000千円

② 予備費執行による緊急対策

- ・テイクアウト応援サイトの開設
- ・薬科大学オンライン講義環境整備
- ・感染症検査機器、患者移送用資機材配備
- ・ワンストップ経営相談窓口の設置
- ・庁舎等相談窓口等の環境整備
(アクリルパーテーション、電話回線増設等)
- ・サテライトオフィス、テレワークに係る事務用品の購入等

約0.9億円

回復フェーズ

1 消費需要の喚起

- ・観光キャンペーンの実施(R2.3補正 4,000万円)

現在 検討中

(2) “with コロナ”総合対策(R2.5.17~)

新型コロナウイルス感染症 岐阜市総合対策

“緊急対策”(R2.4.27発表)

1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

- (1) 検査体制の強化
 - ・PCR検査機器の整備支援
- (2) 感染拡大防止支援
 - ・医療機関への衛生用品配布等の支援(ふるさと納税等の活用)
 - ・福祉施設等における衛生用品の購入支援等
- (3) 病床の確保
 - ・入院病床確保のための空床補償
- (4) その他
 - ・小中学校等における非接触型体温計の配備
 - ・放課後児童クラブの時間延長
 - ・薬科大学、女子短期大学オンライン講義環境整備
 - ・庁舎等相談窓口等の環境整備
 - ・テレワーク等の実施
 - ・情報発信のための広報の拡大

予算総額	約458億円
内 5月補正	約432億円
4月専決	約25億円
予備費執行	約1億円

“with コロナ”総合対策(R2.5.17~)

1 社会経済活動と感染拡大防止対策

- (1) 市民・事業者への感染拡大防止対策支援
 - ・事業者への感染拡大防止対策促進支援金
 - ・私立保育園、子育て支援施設等への感染拡大防止対策助成
 - ・介護サービス事業所等への事業継続支援、施設整備支援
 - ・路線バスの交通系ICカード導入への支援
 - ・経産省の感染予防支援(予備費)
 - ・感染状況通知サービスの運用(予備費)
- (2) 市民・事業者への新しい生活様式の定着
 - ・リーフレットの作成・配布
 - ・テレビ、ラジオを活用した周知
 - ・テレワーク等への支援
- (3) 市有施設の感染拡大防止対策
 - ・保育所、児童施設、図書館、公民館、観光文化施設における整備等
 - ・遊樂所におけるテント等の配備(予備費)
 - ・市立中学校における衛生用品の購入、業務支援員等の配置、ICT教育の推進
 - ・特別支援学校スクールバスの拡大
 - ・救急車両内除染装置整備(予備費)
- (4) その他
 - ・給食調理業務の環境整備等
 - ・ひとり暮らし高齢者等相談体制の強化
 - ・市税等クレジット収納の導入

3 回復に向けての支援

- (1) 学びの応援
 - ・子どもの学び、市立大学生の学習応援事業
 - ・市立小中学校に学習指導員を配置
- (2) 緊急支援
 - 市民生活への緊急支援
 - ・特別定額給付金、臨時特別給付金
 - ・結婚新生活への支援
 - ・住居確保給付金
 - 事業者等への支援
 - ・雇用調整助成金申請手数料の支援
 - ・雇用就労の促進
 - ・市融資制度(貸付制度の増設、保証料補填等)
 - ・障害児通所支援事業等への支援
 - ・認定こども園等の保育料減免における支援
 - ・就労継続支援事業への支援
 - ・学校給食会への支援
 - ・指定管理者(利用料金施設)の休館等に伴う支援
 - ・バス事業者への支援(ゴミバス、路線バス)
 - 観光施設等のWi-Fi環境整備
 - 観光キャンペーンの実施(市民キャンペーン、県内誘客)
 - キャンセル決済を活用した地域経済活性化
 - イベント等支援
 - 広告宣伝事業支援
 - 農業6次産業化支援

2 医療提供体制の充実・強化

- (1) 検査体制の強化等
 - ・地域外発・検査センターの設置(専決)
 - ・PCR検査手数料自己負担分の支援
 - ・医療従事者への医療物資の提供
- (2) 市民病院の医療提供体制の強化
 - ・院内感染防止対策、高度医療機器整備
 - ・医療従事者への慰労金の支給

予算総額	約250億円
内 11月補正	約3億円
9月補正	約209億円
7月専決	約11億円
6月補正	約21億円
5月専決	約11億円
予備費執行	約3億円

参考 2 岐阜市における主な対応状況

令和 2 年	
1 月 27 日	保健所地域保健課に相談窓口を設置
28 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部会議」開催
2 月 3 日	中・南・北市民健康センターに相談窓口を設置 岐阜市衛生試験所において新型コロナウイルスの検査開始
13 日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部幹事会」開催
26 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催（2 月 21 日設置） 県内で初の陽性患者が発生
27 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催（イベント等の開催方針）
28 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催（幼稚園、市立学校等の対応） 保健所地域保健課の相談受付時間を変更（土日祝日も実施）
29 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催（市有施設の休館・一部停止）
3 月 12 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催
17 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催（感染症対策アクションプラン） 岐阜市で1例目の感染者
18 日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
24 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催
31 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 ①ナイトクラブクラスター1例目の感染者が発生
4 月 2 日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催
3 日	第12回「岐阜市対策本部会議」開催 第3回「岐阜県対策協議会」、第3回「岐阜県対策本部」 県による「ストップ 新型コロナ 2週間作戦」の発信
6 日	第13回「岐阜市対策本部会議」開催 （推進体制「感染症対策チームの設置」）
7 日	政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 （5月6日まで：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県） ②飲食店クラスター1例目の感染者が発生
8 日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催（特別措置法に基づく本部会議の開催）
10 日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催（岐阜市「非常事態」総合対策） 岐阜県、岐阜市が「非常事態宣言」発令 ※別添1 ③職場のクラスター1例目の感染者が発生
11 日	市内感染者が50例目を超える
13 日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」設置
14 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催
16 日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定（特定警戒都道府県）
17 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言を受けて」を発出※別添2
20 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催
23 日	感染症軽症者の宿泊療養施設利用開始（HOTEL KOYO）
24 日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催（岐阜市「非常事態」総合対策の見直し）
27 日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルス感染症緊急対策） 市長メッセージ発出（市民の皆様へ、こどもたちのみなさんへ）
28 日	市長メッセージ発出（大型連休に向けて）
5 月 1 日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金の受付開始
4 日	政府が5月31日までの緊急事態宣言の延長を決定
5 日	岐阜県、岐阜市が岐阜市内のクラスター（①、②、③）終息を発表

6 日	第 10 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言の延長を受けて」を发出 ※別添 3
14 日	政府が緊急事態宣言の対象区域を全都道府県から 8 都道府県に変更、岐阜県は対象区域から外れる
16 日	第 11 回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策の決定） 新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を解除 市長メッセージ「コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い」を发出※別添 4
25 日	政府が緊急事態解除宣言（全国）
26 日	第 1 回「岐阜市対策本部会議」開催（特措法に基づく対策本部から、任意設置の対策本部に変更）
6 月 5 日	第 2 回「岐阜市対策本部会議」開催（経済対策チームの設置、新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第 2 版））
15 日	「岐阜市地域外来・検査センター」を開設
22 日	第 3 回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス」を開始
7 月 15 日	④学校クラスター 1 例目の感染者が発生
21 日	⑤クラブクラスター 1 例目の感染者が発生
22 日	第 4 回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「4 連休を迎えるにあたって皆様へのお願い」を发出※別添 5
26 日	⑥飲食店クラスター 1 例目の感染者が発生
27 日	市内感染者が 100 例目を超える
31 日	第 5 回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が第 2 波の非常事態を发出 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 第 2 波非常事態緊急対策も「基本の徹底」」を发出 ※別添 6 ⑦家庭、学校、職場にまたがるクラスター 1 例目の感染者が発生
8 月 3 日	「感染症対策課」を設置
4 日	④学校クラスターの終息を確認
5 日	⑧飲食店クラスター 1 例目の感染者が発生 ⑨診療所関連クラスター 1 例目の感染者が発生
6 日	市内感染者が 150 例目を超える
7 日	第 6 回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「今年の夏休み、お盆は新しいスタイルで過ごそう!」を发出 ※別添 7
13 日	⑥飲食店クラスターの終息を確認
20 日	⑦家庭、学校、職場にまたがるクラスターの終息を確認
21 日	⑤クラブクラスターの終息を確認
24 日	⑧飲食店クラスターの終息を確認
28 日	⑨診療所関連クラスターの終息を確認
9 月 1 日	岐阜県が第 2 波の非常事態を解除 岐阜県知事、県下全ての市町村長より「ストップ『コロナ・ハラスメント』宣言」 第 7 回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第 3 版）） 市長メッセージ「STOP! コロナ・ハラスメント」、「新型コロナウイルス感染防止のために『基本を徹底』しよう」を发出※別添 8
23 日	市内感染者が 200 例目を超える
10 月 14 日	新たな診療・検査体制の開始 「帰国者・接触者相談センター」から「受診・相談センター」に変更
11 月 2 日	第 8 回「岐阜市対策本部会議」開催
5 日	⑩職場（芸能事務所）クラスター 1 例目の感染者が発生
25 日	第 9 回「岐阜市対策本部会議」開催（新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策（第 4 版）） 市長メッセージ「年末年始は第 3 波の本格的な到来に最大限警戒を! 感染防止対策を徹底しよう!」を发出 ※別添 9 ⑪専門学校クラスター 1 例目の感染者が発生

27 日	⑬飲食クラスターⅠ 例目の感染者が発生
28 日	⑫医療機関クラスターⅠ 例目の感染者が発生 ⑩職場（芸能事務所）クラスターの終息を確認
12 月 3 日	⑭葬儀クラスターⅠ 例目の感染者が発生
4 日	⑮親族クラスターⅠ 例目の感染者が発生
14 日	⑰家族・福祉施設クラスターⅠ 例目の感染者が発生
15 日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 ⑯飲食・職場クラスターⅠ 例目の感染者が発生
16 日	⑱家族・職場クラスターⅠ 例目の感染者が発生
17 日	⑪専門学校クラスターの終息を確認
18 日	⑬飲食店クラスターの終息を確認
21 日	⑭葬儀クラスターの終息を確認
22 日	市内感染者が 500 例目を超える
25 日	⑲飲食店クラスターⅠ 例目の感染者が発生 ⑮親族クラスターの終息を確認
29 日	⑳友人クラスターⅠ 例目の感染者が発生
30 日	㉑福祉施設クラスターⅠ 例目の感染者が発生
令和 3 年	
1 月 4 日	㉒家族クラスターⅠ 例目の感染者が発生
5 日	⑫医療機関クラスターの終息を確認
6 日	㉓飲食店クラスターⅠ 例目の感染者が発生 ㉔家族クラスターⅠ 例目の感染者が発生 ㉕家族クラスターⅠ 例目の感染者が発生
7 日	政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を発出 （期間：1 月 8 日～2 月 7 日まで 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）
8 日	㉖家族クラスターⅠ 例目の感染者が発生 ㉗飲食店クラスターⅠ 例目の感染者が発生 ㉘外国人クラスターⅠ 例目の感染者が発生
9 日	第 1 回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が県独自の非常事態宣言を発令 市長メッセージ「新型コロナウイルス非常事態 うつらない、うつさないための外出自粛の徹底を！」を発出 ※別添10 ⑯飲食・職場クラスターの終息を確認
12 日	㉚福祉施設クラスターⅠ 例目の感染者が発生
13 日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定
14 日	第 2 回「岐阜市対策本部会議」開催 ⑱家族・職場クラスターの終息を確認 ⑳医療機関クラスターⅠ 例目の感染者が発生
16 日	市内感染者が 1,000 例目を超える ㉓福祉施設クラスターⅠ 例目の感染者が発生
19 日	㉔福祉施設クラスターⅠ 例目の感染者が発生
21 日	㉒、㉔の家族クラスターの終息を確認
22 日	岐阜県知事・岐阜市長合同記者会見 ※別添11 ㉓福祉施設クラスターⅠ 例目の感染者が発生 ⑰家族・福祉施設クラスターの終息を確認
24 日	㉑友人クラスターの終息を確認
25 日	⑲飲食店クラスターの終息を確認
26 日	㉓飲食店クラスターの終息を確認
27 日	㉕家族クラスターの終息を確認
28 日	㉑福祉施設クラスターの終息を確認
30 日	㉗飲食店クラスターの終息を確認
2 月 1 日	㉖家族クラスターの終息を確認
2 日	政府が 3 月 7 日までの緊急事態宣言延長を決定 ㉚福祉施設クラスターⅠ 例目の感染者が発生
4 日	第 3 回「岐阜市対策本部会議」開催

5 日	㊸福祉施設クラスターの終息を確認
10 日	㊹外国人クラスターの終息を確認
12 日	㊺友人・家族クラスターⅠ 例目の感染者が発生
18 日	㊻福祉施設クラスターの終息を確認
19 日	㊼福祉施設クラスターの終息を確認
22 日	㊽福祉施設クラスターの終息を確認
25 日	㊾福祉施設クラスターの終息を確認
26 日	政府が3月1日以降の、緊急事態宣言の対象区域を1都3県に変更。岐阜県は対象区域から外れる
27 日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催
3 月 2 日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催
4 日	㊿友人・家族クラスターの終息を確認
5 日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「感染の再拡大を防ぐため with コロナの対策徹底を!」を 発信 ※別添12
18 日	㊽飲食店クラスターⅠ 例目の感染者が発生
21 日	政府が緊急事態解除宣言(全国)
23 日	第1回「岐阜市対策本部会議」
30 日	㊽職場クラスターⅠ 例目の感染者が発生
4 月 1 日	㊽職場クラスターⅠ 例目の感染者が発生

<別添1>

令和2年4月10日

新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言

岐阜市では4月以降、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大し、感染者の増加（ナイトクラブ）及び病院において2件のクラスター（集団感染）が発生しています。加えて、岐阜県内に4市1域で新型コロナウイルスの感染が広がりつつあり、状況は極めて深刻です。

こうした緊急事態を踏まえ、本日、岐阜県において「新型コロナウイルス感染症 非常事態宣言」がなされましたが、岐阜市においても「**新型コロナウイルス感染症 非常事態**」を宣言します。

岐阜県民のために、すべての市民の健康、生活の豊かさ、民間団体の活動力を高め、1市1域岐阜市で新型コロナウイルスと戦わなければならないままに。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

<市民の皆様へお願い>

- 外出を自粛してください
 - ・医療機関への受診、食料、医薬品、生活必需品の買い出し、職務への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、平日・夜間、朝・昼・夜、徘徊せず、外を歩かないください。
- 人との距離を保ってください
 - ・感染者リスクが高まる主要の場所（密閉空間・密集場所・密接場所）が頻る者（密着を伴う飲食店（ナイトクラブ）、利根店、ネオ・アクト、カラオケ、カラオケハウス）を密閉空間に回避してください。
 - ・人と接する場合は、可能であればソーシャルディスタンスの確保をお願いします。
 - ・少人数の集まりであり、会食やマスク着用、換気といった感染防止対策が徹底できない場合は取りやめてください。
- 国の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛してください
 - ・同様の緊急事態宣言対象区域への往来は自粛するとともに、当該区域に在住の方については不要不急の外出や出張、帰省等を控えてください。

<企業の皆様へお願い>

- 感染拡大防止にご協力をお願いします
 - ・テレワークを積極的に活用し、できる限り在宅勤務を行うなど、通勤を最小限に留めてください。
 - ・従業員（契約、派遣従業員）及び設備管理ディサービス等を雇用、利用仲間・関係するため、事後のご配慮をお願いします。
 - ・市内でクラスターが発生している状況に留意し、工場の閉鎖時間の短縮、販路の開小、休業などにご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

<別添2>

令和2年4月17日

政府の緊急事態宣言を受けて

4月16日に政府より全国道府県に対し**緊急事態宣言**が発令されました。対象期間は、**5月6日（水）**までです。

特に、岐阜県は、「特定警戒都道府県」に位置付けられました。

すべての市民の皆様、事業者の皆様は、岐阜県より要請される次の事項に従い感染拡大防止を徹底いただきますようお願いいたします。

「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 桒橋 正直

岐阜県における緊急措置等

<市民向け>

〇徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

<事業者向け>

〇施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）

- ・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当たってはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティ等の開催についても、自粛を要請

<別添 3>

令和2年5月6日

政府の緊急事態宣言の延長を受けて

5月4日に政府は、全都道府県を対象とした**緊急事態宣言**の対象期間の延長を決定しました。

引き続き、岐阜県は、「**特定警戒都道府県**」に指定付けられています。

すべての市民の皆様、事業者の皆様は、岐阜県より要請される次の事項に従い感染拡大防止を徹底いただきますようお願いいたします。

「オール岐阜市」で新型コロナウイルスと戦わなければなりません。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜県における緊急措置等

<県民向け>

○徹底した外出自粛の要請（法第45条第1項）

- ・新型コロナウイルス等対策特別措置法第45条第1項に基づき、医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として外出しないことを要請

<事業者向け>

○施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（法第24条第9項）

- ・特措法第24条第9項に基づき、施設管理者もしくはイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の停止を要請。これに当てはまらない施設についても、特措法によらない施設の使用停止の協力を依頼
- ・屋内外を問わず、複数の者が参加し、密集状態等が発生する恐れのあるイベント、パーティー等の開催についても、自粛を要請

<別添 4>

令和2年5月16日

コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い

皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に最大限のご協力をいただくなど、オール岐阜市として戦っていただいていることに改めて感謝申し上げます。

政府は、岐阜県を**特定警戒都道府県**・**緊急事態宣言区域**から解除しましたが、引き続き**感染防止に取り組むよう求めている**こと、本市においても**油断できない状況が続いています**。

新型コロナウイルス**感染症との戦い**は、ワクチンが開発されるまで**長期戦**です。

あらゆる経済活動や市民生活において、感染防止を土台に置く**“with コロナ”**の考え方の下、**感染防止を徹底**していただきますようお願いいたします。

皆様のご理解、ご協力をお願いします。

岐阜市長 柴橋 正直

市民の皆様へのお願い

○「**新しい生活様式**」の徹底

- ・感染防止の基本である「身体的距離の確保・マスクの着用・手洗い」の実践
- ・感染が流行している地域への移動の自粛など移動に関する感染対策の実践
- ・日常生活を営む上での基本的な生活様式（手洗い・手指消毒、3密の回避（密集・密接・密閉）など）の実践

事業者の皆様へのお願い

○感染防止対策の徹底

- ・お客様や従業員の方々、なにより、皆さんの事業を守るため、手洗い・消毒、3密の回避、従業員の健康チェックなどの感染防止対策（運営マニュアルの作成・遵守）の徹底
- ・新しいスタイルの働き方（テレワークやローテーション勤務、時差勤務など）の実践

<別添5>

4連休を迎えるにあたって皆様へのお願い

◆ 本市の現状は第2波の入り口

- 7月以降**15人の感染者**（県立高校クラスター7人、他県由来6人）
- 15人のうちの**13人は、10代、20代の若い人達**
- 明日からの4連休、夏休み、お盆、GoToキャンペーンの開始など**感染拡大が懸念**

◆ 市民の皆様へ

- 「**人との距離の確保**」、「**外出時のマスクの着用**」、「**手洗い**」、「**3密を避ける**」など、**感染防止対策の徹底**を！
- 飲食店などでマスクを外して長時間会話するなど**感染リスクが高い行動は避ける**
- **感染拡大エリアへの往来は避ける**
- **感染リスクの高い場所へ行くことはやめる**

◆ 事業者の皆様へ

- サービス提供にあたって、**感染防止対策を改めて徹底**を！

<別添6>

**新型コロナウイルス感染症
第2波非常事態緊急対策も「基本の徹底」**

市民の皆様へ

- 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密を避ける」
- 感染リスクの高い場所と行動を避ける
- ★ NO! マスクを外しての人との接触など
- 感染拡大エリアへの往来を避ける
- ★ NO! 愛知県、特に名古屋市の繁華街のクラブなど酒類を伴う飲食店

事業者の皆様へ

- 感染防止対策の再徹底 業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
- お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る
- withコロナステッカーを貼って注意喚起

令和2年7月31日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添7>

**今年の夏休み、お盆は
新しいスタイルで過ごそう!**

市民の皆様へ

- 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密を避ける」
- ★ NO! 体調不良の時は、“帰省しない”、“旅行しない”、“外出しない”
- ★ NO! 感染リスクの高い場や行動は、“避ける”
- ☞ 大人数での会食や、バーベキュー、カラオケなど
- ☞ マスクを外しての人との接触など
- ☞ 特に名古屋市の繁華街のクラブなど酒類を伴う飲食店

事業者の皆様へ

- 感染防止対策の再徹底 業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
- お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る
- withコロナステッカーを貼って注意喚起

令和2年8月7日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添8>

STOP! コロナ・ハラスメント

- 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。感染した方を「思いやり」、「守り」ましょう。
- 新型コロナウイルスに関わる全ての方、事業者等への差別的扱い、非難は、絶対にやめましょう。

**新型コロナウイルス感染防止のために
「基本を徹底」しよう!**

市民の皆様へ

- 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密を避ける」
- 毎日の体調自己チェック! 体調不良の時は、“外出しない”
- 感染リスクの高い場や行動は、“避ける”
- 例: 密集切った場所、大人数での酒類を伴う飲食・会食・カラオケ、マスクを外しての人との接触など
- 感染拡大エリアへの往来を“避ける”

事業者の皆様へ

- 感染防止対策の再徹底 業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
- お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る
- withコロナステッカーを貼って注意喚起

令和2年9月1日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添9>

**年末年始は第3波の本格的な到来に
最大限警戒を！
感染防止対策を徹底しよう！**

市民の皆様へ

- 家庭にウイルスを持ち込まないための、基本の徹底！
⇒「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密回避」
- 毎日の体調自己チェック！体調不良の時は、「外出しない」
- 飲食を介した感染に要注意！
⇒「大人数や長時間におよぶ飲食」、「飲酒を伴う懇親会等」に注意
「マスクなしでの会話」は避ける

人が集まる季節の行事は、特に感染防止対策をしましょう！

クリスマス、大晦日、初日の出、初詣、年始の親戚との集まり、成人式など

- 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。感染した方を「思いやり」、「守り」、新型コロナウイルスに関わる全ての方、事業者等への差別や非難は、絶対にやめましょう。

事業者の皆様へ

- 職場・事業所内感染が増加中！
⇒感染防止対策の再徹底、業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
⇒仕事の休憩時間、更衣室、喫煙所での行動、仕事後の会食に注意！
- お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る
- Withコロナステッカーを貼って注意喚起

令和2年11月25日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添10>

**新型コロナウイルス非常事態
うつらない、うつさないための外出自粛の徹底を！**

岐阜を会場とした新型コロナウイルスの感染が職場や学校、家庭内など、日常のあらゆる場で、発生しています。

県民の皆様により、県民生活体制はひびき、現在、岐阜県を含む岐阜圏域では、確認している感染者はほぼ全てが押さえています。このままでは、近い将来に入院や重症化の感染者が不足し、通常の医療や介護の体制が崩壊する恐れがあります。つまり、県民の命や時に必要な医療を受けられない状況が、周辺に広がっているということです。

この非常事態では、高齢者は重症化・死亡のリスクが高く、若者においても、後遺症に苦しむケースが発生しています。

生命と生活を守るため、感染リスクの高い場所、行動を避けるなど、今一度、皆様ご自身の感染防止対策の徹底をお願いします。

令和3年1月9日 岐阜市長 柴橋 正直

市民の皆様へ

- リスクを伴う飲食を自粛してください！
・家族やパートナー以外でのマスク無しで会話を伴う飲食（モーニング、ランチ、夜の会食）等
- 不要不急の外出を自粛してください！（昼夜問わず、特に夜8時以降）
- 寒い時期ですが、常時換気を徹底し、3密を回避してください！
- 体調不良の時に無理をするをやめてください！
外出しないことで多くの感染を防ぐことができます。
- 手洗い、手指消毒を徹底してください。
特に、共用物に触れた時や、外から帰った時には、忘れずにお願いします。
- 人との距離を1m以上確保してください。
- 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。
感染した方を「思いやり」、「守り」、新型コロナウイルスに関わる全ての方、事業者等への差別や非難は、絶対にやめましょう。

事業者の皆様へ

- これまで以上のテレワークの推進をお願いします。
- 職場での新年会などの会食（昼も夜も）は、自粛してください。
- 感染防止対策の再徹底、業種別ガイドライン、県行動指針の遵守
特に、休憩時間や更衣室、喫煙所での行動に注意してください。

<別添11>

**高齢者福祉施設等において、感染防止対策を徹底しよう！
～ オール岐阜市で取り組もう！ ～**

高齢者福祉施設等の従事者の皆様へ

- 入浴介助サービスの際は、
「マスクの着用」を徹底してください。
また、必要に応じて、「入浴介助サービスの回数減」や「清拭（せいしき）への切り替え」などの検討をお願いします。
- 利用者の耳元で大きな声で話す必要がある場合は、
「マスク＋フェイスシールド」の着用をお願いします。
- 施設内の換気扇は24時間稼働して、
「常時換気」の徹底をお願いします。
- 日常生活でも「マスクの着用」、「手洗い、手指消毒」、「3密の回避」の徹底をお願いします。
- 本市の「衛生用品等の購入費に係る補助金」を積極的に活用して、一層の感染防止対策をお願いします。

市民の皆様へ

- 高齢者は重症化リスクが高いため、
「感染防止対策」の徹底をお願いします。
- 密接・密着が避けられない介護サービスを利用する際は、
「マスクの着用」をお願いします。
- 入浴介助サービスにおけるリスク軽減に、
ご理解、ご協力をお願いします。

令和3年1月22日 岐阜市長 柴橋 正直

<別添12>

3月8日～
4月上旬

感染の再拡大を防ぐため withコロナの対策徹底を！

11月から続いた第3波は、これまでの波と比べてものにならないほど大きく、感染確率はほぼ100%となりました。多くの人が感染しましたが、皆様が不要不急の外出を控え感染防止対策を徹底し、感染の拡大を抑え止めたおかげで、2月末をもって、感染拡大の緊急事態宣言は解除されました。

これから社会経済活動を行うにあたり、一層警戒しなければならぬことは、感染のリスクが非常に高いこと、感染が広がっているからといって大々的な集まりは、感染防止対策が甘くなれば、一気に感染の拡大が起きてきます。

感染している者は、当然でも、「感染が早く、ワクチンも効きやすいとされる変異株の蔓延」。「検査される全ての感染者が、ワクチン接種をすることで一部の感染が防げる事」、新型コロナウィルスは、「感染源が今なお複数存在している可能性がある」です。

市民の多くは3月、4月には、卒業や入学、就職による人の移動、多くの行事が予定されていますが、第3波が、昨年2月の感染に拡大したことを思い起こしてください。

命と生活を守るため、引き続き感染防止対策を徹底し、社会経済活動を安全に再開しよう！

令和3年3月5日 岐阜市長 柴崎 正彦

市民の皆様へ

- 感染防止の基本を徹底してください！
「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」
「3密の回避」、「体調不良の時は、外出しない」
- 感染リスクの高い「行事」、リスクを伴う「飲食」は、回避してください！

<感染リスクが高いと考えられる行事とは>

歓送迎会、新歓コンパ、花見の宴会、飲食を伴う謝辞会等

<感染リスクが高いと考えられる飲食とは>

マスク無しでの会話、長時間、大人数、大声を出す飲食、
対策が不十分（換気が悪い、座席間の距離が近いなど）なお店を利用等

- 卒業旅行（大規模会食の回避が徹底されないものは自粛・延期してください）
- 県をまたぐ移動は慎重に判断してください！
- 新型コロナウイルスに関わる全ての方への差別や非難は、絶対にやめましょう。

事業者及び学校等関係者の皆様へ

- 在宅勤務等の人との接触を減らす取組の継続をお願いします。
- 職場での歓送迎会などの会食（昼も夜も）は、回避してください。
- 社員の体調チェック、新入社員にも入社前から呼びかけをお願いします。
- 新入生への入学前からの感染防止対策の徹底や体調管理の呼びかけをお願いします。

コロナ社会を生き抜く行動指針

令和2年	5月15日	策定
(令和2年	6月 2日	変更)
(令和2年	7月10日	変更)
(令和2年	8月 1日	変更)
(令和2年	9月 1日	変更)
(令和2年	9月19日	変更)
(令和2年	11月25日	変更)
(令和3年	1月 9日	変更)
(令和3年	1月14日	変更)
(令和3年	3月 1日	変更)
(令和3年	3月 8日	変更)

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

はじめに

- 岐阜県は、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、発生した複数のクラスター（集団感染）の終息など、これまで様々な経験を積み重ねてきた。
- 岐阜県は、5月14日より特定警戒県及び緊急事態宣言指定区域の対象から除外されたが、新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底は、皆さんにとって、ご自身及びご家族を守り、皆さんの事業、お客様や従業員を守る、極めて大切なことである。
- 今後、第2波、第3波も予想されるコロナとの闘いは、長期戦に亘る可能性が高い。したがって、これからは「コロナとともにある（with corona）新しい日常（new normal）」、すなわち「コロナ社会」を生き抜いていかなければならない。
本指針は、そのための方向づけとなるものである。

令和2年5月15日

【 参考：緊急事態措置に関する経緯 】

令和2年4月16日

「緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒県）」に指定

令和2年5月14日

上記区域からの除外

令和3年1月14日

「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定

令和3年3月1日

上記区域からの除外

目次

1	県民の皆さん	3
2	事業所・店舗	
(1)	すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）	4
(2)	共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	
①	飲食店（接待を伴う飲食以外）	7
②	小売業（スーパーマーケット、各種物販店）	8
③	観光業（宿泊施設、観光施設）	9
④	遊技施設等（カラオケ店、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター等）	10
⑤	接待を伴う飲食店（「夜の街」）	12
⑥	スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店	13
3	県の催事施設	
	共通する事項	15
(1)	屋内の催事施設	16
(2)	屋外の催事施設	17
(3)	歌唱・演奏・演劇等のステージイベント	17

1 県民の皆さん

- あらゆる機会に、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、一人ひとりが基本的な感染対策の習慣を身に着け、緩みなく日々を過ごしましょう。

○「人との距離確保」「マスク着用」「手洗い」習慣を

• 人との距離の確保

- 職場や外出先でのイスや行列等では、人との間隔を取りましょう。（できるだけ2 m。最低1 m）
- 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。
- できる限り予約を取って外出しましょう。

• マスクの着用

- 熱中症等の対策が必要な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを着用しましょう。（フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）

• 手洗いの励行

- 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。

• 自らの体調管理の徹底

- 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。

○高感染リスクから遠ざかりましょう

- 感染リスクが高まる3つの条件（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）には、近づかないようにしましょう。

（注）ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。

2 事業所・店舗

- 本指針は、新型コロナウイルスの感染防止対策について、共通して実施していただくべき「共通事項」とともに、施設類型、業態ごとに特に留意する点を「個別事項」として示している。
- 今後、各事業者団体及び各事業者におかれては、この指針や各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成していただき、感染防止を徹底していただきたい。

(1) すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項）

① 実施体制

防止対策	具体的な方法・注意点
実効性のある対策実施	○ 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任。 ○ 日々確認のための「チェックシート」を用意。 ○ 発症時における迅速な利用者の追跡のため、あらかじめ連絡先を把握。

② 密集対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密状態の回避	○ 利用者同士の間隔確保（できるだけ2m。最低1m） ・ テーブル、イス等の削減等により確保。 ○ 行列の間隔確保（できるだけ2m。最低1m） ・ 会計時等における行列の間隔を確保する床サイン等を実施。
入場者の制限	○ 入場制限 ・ 予約制の導入等による入場人数の制限・コントロールや、営業時間の短縮等。

入場者の制限	○ 入場時の健康確認 発熱がある方その他風邪症状がある方は入場を控えていただく（ポスター等により徹底）。
従業員の対策	○ 勤務体系・勤務場所の分散 - 在宅勤務、時差出勤等の徹底。 - 時間と場所を分散した休憩、食事等の徹底。 - 基礎疾患を有する従業員の配置に関する配慮（接客業務からの配置換え等）。

③ 密閉対策

防止対策	具体的な方法・注意点
密閉対策	○ 頻繁な換気 複数の窓開けによる通気のよい換気、自動ドアの常時開放、換気扇の常時稼働、換気装置つきエアコンの使用、扇風機の外部へ向けての使用等。

④ 密接対策

防止対策	具体的な方法・注意点
飛沫対策	○ 従業員のマスク着用（必須） （フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可） ○ 入場者のマスク着用（励行徹底） （フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可） ○ 対面場面の遮断措置 - 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等、パーティションで遮断。 - 会計時のキャッシュレス決済の積極的導入。

⑤ 衛生対策

防止対策	具体的な方法・注意点
手指の衛生	○ 入口等での手指消毒等 ▪ 入口及び施設内に、手指消毒設備を設置。 ▪ 従業員及び入場者の手指消毒の徹底。 ▪ ペーパータオルの設置（トイレ等での共用のタオル、ハンドドライヤーの使用禁止）。
施設・物品の清掃・消毒	○ 徹底した清掃・消毒 ▪ 十分な清掃、特にトイレや不特定多数が頻繁に使用する場所の清掃・消毒を徹底（消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効）。 ▪ テーブル、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタン、不特定多数が触れる部分は、消毒の重点対象。 〔消毒が困難な部分（キーボードなど）については、使用者の手指消毒を徹底。〕
廃棄物対策	○ 密閉して廃棄 ▪ 鼻水、唾液等がついたごみは、ビニール袋に入れ、速やかに密閉して持ち帰り（ゴミ箱が用意できる場合は、しっかりと密閉して廃棄）。 ▪ ごみの回収者は、必ずマスクや手袋を着用。 ▪ マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗い。 ▪ トイレの蓋を閉めて汚物を流すことを徹底。
従業員の対策	○ 毎日、従業員の健康チェック（必要に応じ検温） ▪ 体調不良（家族も含む）の場合は必ず休養。 ▪ ユニフォームや衣服は毎日洗濯ないし交換。 ▪ 日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
入場者の周知	○ 入場者への周知徹底 ▪ 体調不良時の入場自粛。途中で体調が悪くなった場合は直ちに従業員に申し出。

(2) 共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）

① 飲食店（接待を伴う飲食以外）

○ 従業員と利用者の接触機会が多い、食事をする際にマスクを外す（飛沫感染のリスクが高まる）、会話が長い等の飲食業の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- ・ テーブル間にパーティションを設置。テーブルでの会計実施。
- ・ 入場待ちの行列ができる店は、予約制、整理券等を導入し、入場をコントロール。家族利用に限定することも考えられる。
- ・ 列の間隔を確保する床サイン等を実施。
- ・ 酒類の提供時間の短縮やテレビ上映の停止等により、滞在時間を短縮。
- ・ 個室など密閉した部屋は、換気を徹底。
- ・ 入店時の手指消毒の徹底。
- ・ 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ・ チケット自動販売機のスイッチ
- ・ テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- ・ 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- ・ 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- ・ 新聞・雑誌の撤去、使い捨て物品の利用等、共用物品を最小化。
- ・ 可能な限り大皿での取分け方式を控える。同様に、多数の人が共通の調理器具を使うビュッフェ方式（サラダバーを含む）も控える。
- ・ 歌唱を伴うパフォーマンス等、店内イベントを控える。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- ・ 食事を終えたらマスクを着用しましょう
- ・ 空いている時間帯に食事をしましょう
- ・ 長時間の滞在は控えましょう
- ・ レジに並ぶ際は距離を保ちましょう
- ・ 大声での会話は控えましょう
- ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）

○ 消費者が密集しやすくなる一方で、生活必需品を扱うケースが多く、事業継続が必要となる小売業の特性から、店舗の規模に応じながら、以下の感染防止対策を実施。

- 休憩スペースやフードコートがある場合、テーブル、イスの削減等により、間隔を確保（四方を空けた席配置等）。
- 高齢者、障がい者、妊婦の方等の優先スペース（テーブル、イス）を確保。また、混雑する場合、特定の時間帯を高齢者、障がい者、妊婦の方等に優先入店させる時間帯を設定。
- タイムセール等の際、密集が発生しないよう工夫。
- 入店時の手指消毒の徹底。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- ショッピングカートの手すり
- 買い物かご
- セルフレジのタッチパネル
- レジテーブル
- 商品サンプル、展示商品

※ アパレル販売については、試着室を特に消毒対象とするとともに、飛沫がついた場合は申し出ていただく。

- 試食コーナー、包装無し販売形式、従業員によるマイバッグへの詰め替えを取りやめること。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 買い物は少人数でしましょう
- 空いている時間に買い物をしましょう
- 短時間で買い物をしましょう
- レジで並ぶ場合は距離を保ちましょう
- 買いだめや買い急ぎは控えましょう
- 買い物の回数を減らしましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

③ 観光業（宿泊施設、観光施設）

○ 不特定多数の方々が各地から集まり、また、宿泊以外にも食事や懇親の場としての共有スペースが多い特性がある宿泊施設については、以下の感染防止対策を実施。

- 宿泊予約人数の制限（当面、利用者の地域制限を行う等の段階的移行も考えられる）。
- 客室定員の制限（通常より少人数とする）。
- 浴場、ロビー等の共用スペースは、可能な限り宿泊者別の時間設定を行うなど、利用者をコントロール。
- ナイトクラブやカラオケ、卓球等、これまでクラスター発生の経験がある施設やこれと同種の施設は、「3密」の状態を生じさせないように格段の留意を払うとともに、開業する場合は、本指針の「1（2）④ 遊技施設等、⑤ 接待を伴う飲食店」部分の感染防止対策をさらに実施。
- マージャン牌等の貸出中止。浴場（サウナ含む）の消毒等管理徹底。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- 共同浴場のドアノブ、ロッカー、ドライヤー
- ロビーのテーブル、カウンター
- 遊技設備（ゲーム等）のボタン、スイッチ
- 貸し出し器具
- 共同トイレのドアノブ、流水レバー
- 送迎バス等

- 発熱がある方その他風邪症状がある方をチェックイン時に確認。
- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 宿泊室以外では必ずマスクを着用しましょう
- 丁寧かつ頻繁な手指消毒を徹底しましょう
- トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう

- 観光施設については、「3 県の催事施設」に記載の入場制限や対策を実施。

④ 遊技施設等

<カラオケ店、ライブハウス>

○ 密集した状況で歌唱を行う特性のあるカラオケ店、ライブハウスについては、飛沫感染のリスクをできるだけ低減することが重要であり、以下の感染防止対策を実施。

- 入室人数を制限し、利用者間の距離を確保。カラオケ店の場合は、小部屋のイスの削減、家族限定の利用等を実施。
- 受付カウンターの受付及び会計の列の間隔を確保するための床サイン等の実施。
- 滞在時間短縮のため、酒類の提供時間を短縮。
- カラオケ店の個室は30分に1回以上、数分間程度、扇風機活用により扉から換気。館内の換気にも特に留意。
- 歌唱にあたってのマスク着用又はパーティションの設置。スタンドマイクの活用。
- 歌唱者以外の者の声援や応援、入り待ちや出待ちを控える。
- 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

(例)	▪ カラオケ機のリモコン、マイク ▪ 食器、コップ、箸、スプーン、調味料等 (※ 使い捨て物品採用も検討) ▪ テーブル、イス、メニューブック、電話、水差し等 ▪ 個室に除菌シート等を配置し、リモコンやマイクの消毒を利用者に励行
-----	--

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例)	▪ 歌唱中もマスクを着用しましょう ▪ 空いている時間帯に利用しましょう ▪ 長時間の滞在は控えましょう ▪ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう ▪ 大声での会話は控えましょう ▪ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
-----	--

＜パチンコ店、ゲームセンター等＞

○ 基本的には一人又は少人数で行う遊技であるものの、密閉された空間の中で密集が生まれやすい施設の特性から、以下の感染防止対策を実施。

- 利用できるパチンコ台を一つ置きにする、ゲーム機数を削減する、距離を開ける等、複数人が密接する状況を削減する。
- 自動ドアの常時開放等換気の徹底。
- 飲食の禁止。
- 大声で会話するリスクを避けるため、大音量でのBGMを控える。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例)	▪ パチンコ台のハンドル等 ▪ スロット台のボタン、レバー等 ▪ 玉、玉貸機スイッチ ▪ メダル、メダル貸出機スイッチ ▪ ゲーム機操作レバー、ボタン等
-----	--

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例)	▪ 遊技中もマスクを着用しましょう ▪ 空いている時間帯に利用しましょう ▪ 長時間の滞在は控えましょう ▪ レジや入店待ちの際は距離を保ちましょう ▪ 大声での会話は控えましょう ▪ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
-----	--

⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）

- 接待を伴う飲食店では、全国的にクラスターが多く発生しており、徹底的な感染防止対策が求められる。
- そのため、「共通事項」に定められた感染防止対策をしっかりと実行することに加え、ソーシャル・ディスタンス（人と人との距離）の徹底をはじめとする対策を実施する。
 - 対面接待を避けるための席の配置の見直しや入場制限等、従業員と利用者の間のソーシャル・ディスタンスを徹底。
 - 従業員及び利用者のマスク着用の徹底。
 - 従業員、特に副業を有したり、派遣されている従業員については、健康チェックを徹底。
 - カラオケの利用自粛、又はマスクを着用あるいはパーティションの設置の上で歌唱。
 - 歌唱、ダンスを伴うパフォーマンス等、店内イベントの自粛。
 - 大声での会話抑制のため、BGMの音量を控える。
 - 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
 - つまみ等の食事は取り分けて提供する等、多数の人が共用する大皿等の食事提供方法は控える。
 - 多数の人が触れる部分（特に口が触れる物）は、重点的に消毒を実施。

（例）

- テーブル、イス、メニューブック、呼出ベル
- アイスペール、マドラー
- 水差し、爪楊枝入れ、調味料入れ等
- 食器、コップ、箸、スプーン

（※ 使い捨て物品採用も検討）

- カラオケ機のリモコン、マイク

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- 大声での会話は控えましょう
- できるだけマスクを着用しましょう
- トイレをご利用後は蓋を閉めて流しましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 仮にクラスターが発生してしまった場合に検査等の対策を迅速に実施できるようにするため、利用者の連絡先を把握。

⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、 合唱サークル、カラオケ教室等、マージャン店

<スポーツジム>

○ スポーツジムは県内でクラスターが発生した施設であるが、マシン等の利用後の懇談がクラスター発生の原因と指摘があった。そのため、マシンの消毒等に加え、利用方法についても特に注意が必要である。

- ・ マシンや座席数の削減等により距離を確保。
- ・ 利用者同士の間隔が取れない場合等集団レッスンの中止も検討。
- ・ 更衣室、休憩室等の利用制限による懇談（茶話会）の制限。
- ・ 受付、会計等の列の間隔を確保する床サイン等の実施。
- ・ 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ トレーニングマシン、トレッドミル
・ ジムエリア及びスタジオのフロア、マット、ダンベル等

- ・ 更衣室、休憩室、シャワー室の清掃、除菌の徹底。
- ・ 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 必ずマスクを着用しましょう
・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください
・ 長時間の滞在は控えましょう
・ 人と人との間隔を適切に保ちましょう
・ 大声での会話は控えましょう
・ 空いている時間帯に利用しましょう

<マッサージ等>

○ マッサージ等リラクゼーションは、施術者と利用者の身体的な距離が近く、機器等の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。

- ・ 施術者、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
- ・ 施術が終了したあとのベッド等の消毒の実施、特に顔面が触れる部分の消毒の徹底、使い捨て物品の再利用の禁止の徹底、タオル等の施術ごとの交換、洗濯の徹底。
- ・ 待合室での利用者間の距離の確保。

＜理美容業＞

- 理美容業は、利用者と顧客の身体的距離が近く、器具（はさみ等）の消毒の徹底と飛沫感染防止に特に留意。
 - 従業員、利用者双方のマスク着用等、飛沫感染リスクの低減。
 - 待合室での利用者間の距離の確保。

＜合唱サークル、カラオケ教室等＞

- 合唱は、県内クラスターの原因となった行為であり、合唱サークルやカラオケ教室等については、歌唱の際、特に留意が必要である。
 - 大声または大人数での歌唱、声援行為は、屋外または、少人数毎に分けて行うこと。
 - 歌唱者同士、又は歌唱者とそれ以外の者との間隔を確保。（できるだけ2 m。最低1 m。）
 - 円陣になりお互いに対面した歌唱、声援行為の禁止。
 - 歌唱する者以外はマスク着用。
 - 歌唱が終わるたびに頻繁に換気。
 - レッスンとレッスンの間隔は、換気・清掃等を十分に行えるだけの時間を設けること。

＜マージャン店＞

- マージャン店は密状態になりやすく、複数の者がマージャン卓やマージャン牌などを触れる機会が多いため、特に留意が必要。
 - マージャン卓は、アクリル板や透明ビニールカーテン等を設置し遮へいするなど工夫するとともに、マージャン卓の間隔を離して利用客の密集を防ぐこと。
 - サイドテーブルに消毒液を設置。（可能であればマージャン卓1台当たり2個）
 - マージャン牌、点棒等は定期的に消毒を実施。
 - 飲食に際しては、少人数で待ち席を利用するよう勧め、対局中にアクリル板等の遮へい物がないマージャン卓で飲食する場合は、会話を慎むよう指導。

3 県の催事施設

市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。
なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。

また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、当該イベント主催者とともに県に事前相談すること。

※ 共通する事項

- ・ 入場者数を制限し、滞在時間を短時間として管理運営。
- ・ 来場者の連絡先の登録、確認（来場者の感染を確認した場合、他の来場者に速やかにメール連絡する「岐阜県感染警戒 QR システム」を活用）。また、接触確認アプリの利用を周知。
- ・ 来場者の健康チェック（検温、マスク着用の確認）。
- ・ 発熱等の症状がある来場者の参加自粛要請（その場合の払い戻し措置等の規定）。
- ・ 可動席を使用する場合は、席と席の間隔を空けて設置し、固定席を使用する場合は、前後左右の隣接する席を空けて使用。
- ・ 入場券販売所、案内所、入場ゲート、物販コーナーの会計場所等において、列の間隔を確保するための床サイン等を実施。
- ・ 大声での発声、歌唱、声援又は近接した距離での会話が想定されるイベントについては、「(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント」による。
- ・ 多数の人が触れる場所は、消毒を重点実施。
- ・ 人と人の距離を安定して確保できない場合は、基本的に開催を控える。コンサートの立ち見等は控える。
- ・ 無人施設においては、3密回避、手洗い・うがいの励行を看板掲示や職員巡回等により呼びかけ。
- ・ 主催者や来場者に対し、適切な感染防止対策を踏まえた施設利用をするよう徹底（施設借上げ時の説明、チェックリストの提出等）。
- ・ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め3密回避を徹底。
- ・ イベントの開催前後の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。

- イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、令和3年3月5日付け事務連絡「緊急事態宣言の延長等に伴う特定都道府県における催物の開催制限、施設の使用制限等にかかる留意事項等について」を準拠する。

収容率	人数上限
大声なし※1 100%以内	5,000人
大声あり※2 50%以内	又は 収容定員50%以内（≦10,000人） のいずれか大きい方

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。

（注）必要な感染防止策（以下）が担保されることが前提。

（1）徹底した感染防止等：①マスク常時着用の担保、②大声を出さないことの担保

（2）基本的な感染防止等：③（1）①～②の奨励、④手洗、⑤消毒、⑥換気、⑦密集の回避、⑧身体的距離の確保、⑨飲食の制限、⑩参加者の制限、⑪参加者の把握、⑫演者の行動管理、⑬催物前後の行動管理、⑭ガイドライン遵守の旨の公表

（3）イベント開催の共通の前提：⑮入退場やエリア内の行動管理、⑯地域の感染状況に応じた対応

(1) 屋内の催事施設

- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

（例）

- 受付カウンター、待合イス、自動販売機のスイッチ
- 共用物（遊具、健康器具、アミューズメント系機器のボタン類、マイク等）

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

（例）

- 必ずマスクを着用しましょう
- 空いている時間帯に利用しましょう
- 長時間の滞在は控えましょう
- 受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
- 大声での会話は控えましょう
- 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 以下のようなイベントの開催は控える。

・ グループ討論、ワークショップ方式の講座等
 (例) ・ 大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

- 可能な場合、入口と出口とを分離、また、見学ルートを設定。

(2) 屋外の催事施設

- 遊具、アトラクションに関する感染防止対策（遊具等使用後の手洗いの励行周知、場合によっては使用制限等）を実施。
- 多数の人が触れる部分は、重点的に消毒を実施。

(例) ・ 自動販売機のスイッチ
 ・ 屋外トイレのドアノブ、流水レバー、遊具等

- 利用者への呼びかけ（ポスター、放送等）を実施。

(例) ・ 必ずマスクを着用しましょう
 ・ 空いている時間帯に利用しましょう
 ・ 長時間の滞在は控えましょう
 ・ 受付に並ぶ際は距離を保ちましょう
 ・ 発熱等風邪症状をお持ちの方はご遠慮ください

- 屋内に比べて不特定多数が集まることが想定されるため、会場整理を行う職員を十分に配置。
- 以下のようなイベントの開催は控える。

(例) ・ 大声の発声を伴ったり、マスクの着用など感染防止対策の徹底ができないスポーツやレクリエーション

(3) 歌唱・演奏・演劇等のステージイベント

- 歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。
- 密閉空間で大声を発するもの等は、業界が策定したガイドラインによる厳格な対応を実施。

<主催者・会場管理者>

- 飛沫防止のため、ステージと観客席との間に十分な距離を確保。
- 観客の入退場時の密集回避。
- 出演者と観客が接触するような演出や企画はなるべく避けること。
(例：握手会など)

<ステージ出演者（歌唱者、演奏者など）>

- 出演者同士の間隔を確保。(できるだけ2 m。最低1 m。)
- マイクは使い回しを禁止。また適宜消毒を実施。
- 特に管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- 楽屋などでの3密回避。

<観客>

- ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ステージ出演者の入り待ち、出待ちの禁止。

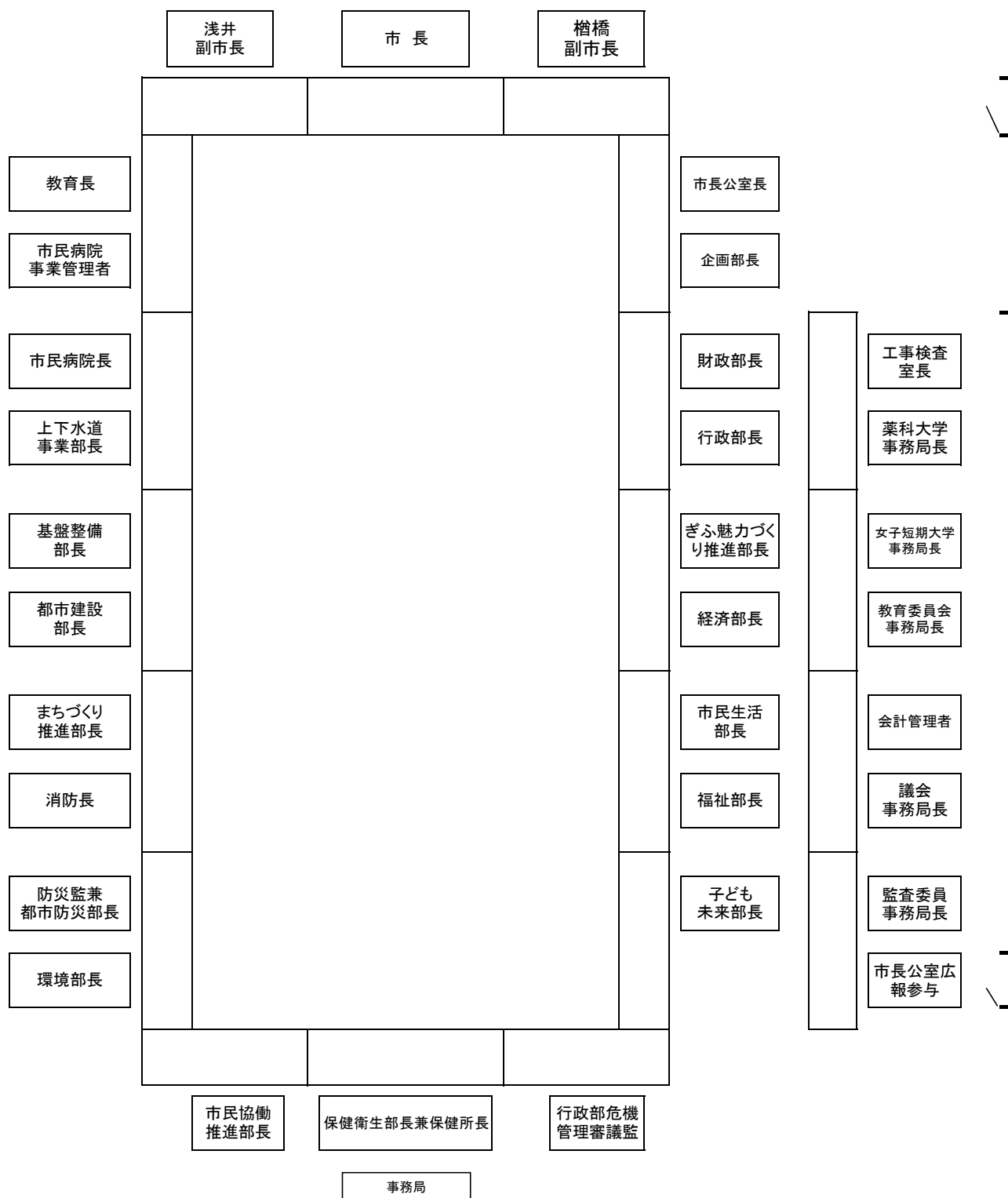
<ステージ出演者所属事務所>

- 所属タレント等、事務所関係者の、日頃の行動制限（3密などのリスクがある場所への移動を控える等）を徹底。
- 毎日、所属タレント等、事務所関係者の健康チェック（検温、体調確認）。
- 体調不良者を、ステージ本番、稽古、リハーサル、打合せ等へ参加させないよう徹底。
- 稽古、リハーサル、打合せ、移動、休憩等、あらゆる場面（出演時を除く）でのマスク着用、手指消毒、3密回避の徹底。
- 稽古場、リハーサル会場、打合せ場所、移動中車内、楽屋等の換気、清掃、消毒の徹底。
- 出演に際し、適切な感染防止対策が整っているイベントであるか事前に十分検討し、感染防止対策が不十分なイベントへは所属タレントを派遣しない。

- 事務所スタッフや出演者家族等、関係者の帯同や立会いは必要最低限の人数とする。
- ステージ衣装や小道具等は、使用の都度、洗濯ないしは交換。
- 共同生活の場合における、手指消毒や3密回避等、基本的な感染防止対策の徹底。

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部会議席表

2021年4月9日



岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部要綱

令和 2年 1月28日決裁
 改正 令和 2年 2月21日決裁
 改正 令和 2年 3月 2日決裁
 改正 令和 2年 3月31日決裁
 改正 令和 2年 4月 1日決裁
 改正 令和 2年 4月 7日決裁
 改正 令和 2年 5月26日決裁
 改正 令和 3年 1月 8日決裁
 改正 令和 3年 3月10日決裁
 改正 令和 3年 3月22日決裁
 改正 令和 3年 3月31日決裁

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下「感染症」という。）の感染の拡大を防止するため、岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 感染症の発生に関する情報の収集及び関係機関との情報の共有
- (2) 感染症の感染の拡大の防止に係る対策の検討及び実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長は、本部を代表し、その事務を総理する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、主に保健衛生部に関する事務を担当する副市長、副次的に保健衛生部に関する事務を担当する副市長の順位により、その職務を代理する。

(本部の会議)

第4条 本部長は、必要に応じて本部の会議を招集する。

- 2 保健衛生部長は、本部の会議の議事を進行する。
- 3 本部長は、必要があると認めたときは、本部の会議に関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(課題調整会)

第5条 感染症の対策に関する課題に係る対応の検討、岐阜県との連絡調整等を行うため、本部に課題調整会を置く。

- 2 課題調整会は、課題調整会に係る会長（以下この条及び次条並びに別表第2において「会長」という。）、副会長（以下この条及び次条において「副会長」という。）及び会員をもって組織する。
- 3 会長は、主に保健衛生部に関する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 4 副会長は、保健衛生部保健衛生政策課長、保健所副所長及び行政部内部統制推進課長をもって充てる。
- 5 課題調整会の会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、課題調整会を代表し、その事務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、保健衛生部保健衛生政策課長、保健所副所長、行政部内部統制推進課長の順位により、その職務を代理する。

(課題調整会の会議)

第6条 会長は、必要に応じて課題調整会の会議を招集する。

- 2 副会長は、課題調整会の会議の議事を進行する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、課題調整会の会議に関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(ワクチン接種対策検討会)

第7条 感染症に関するワクチンの接種に係る対策の検討、岐阜県との連絡調整等を行うため、本部にワクチン接種対策検討会（以下「検討会」という。）を置く。

- 2 検討会は、検討会に係る会長（以下この条及び次条並びに別表第3において「会長」という。）、副会長（以下この条及び次条において「副会長」という。）及び会員をもって組織する。
- 3 会長は、主に保健衛生部に関する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 4 副会長は、保健衛生部保健衛生政策課長をもって充てる。
- 5 検討会の会員は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、検討会を代表し、その事務を総理する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(検討会の会議)

第8条 会長は、必要に応じて検討会の会議を招集する。

2 副会長は、検討会の会議の議事を進行する。

3 会長は、必要があると認めたときは、検討会の会議に関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第9条 本部の機能を補完するために、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事会に係る会長（以下この条及び次条並びに別表第4において「会長」という。）、副会長（以下この条において「副会長」という。）及び幹事をもって組織する。

3 会長は、保健衛生部保健衛生政策課長をもって充てる。

4 副会長は、保健所副所長及び行政部内部統制推進課長をもって充てる。

5 幹事は、別表第4に掲げる職にある者をもって充てる。

6 会長は、幹事会を代表し、その事務を総理する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、保健所副所長、行政部内部統制推進課長の順位により、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第10条 会長は、必要に応じて幹事会の会議を招集する。

2 会長は、幹事会の会議の議事を進行する。

3 会長は、必要があると認めたときは、幹事会の会議に関係職員等の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第11条 本部、課題調整会、検討会及び幹事会の庶務は、保健衛生部保健衛生政策課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月7日から施行する。

(岐阜市新型インフルエンザ等対策本部要綱の廃止)

- 2 岐阜市新型インフルエンザ等対策本部要綱（平成25年4月18日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長
市長公室長
広報参与
企画部長
財政部長
行政部長
危機管理審議監
工事検査室長
ぎふ魅力づくり推進部長
経済部長
市民生活部長
福祉部長
子ども未来部長
保健衛生部長
保健所長
市民病院長
環境部長
都市防災部長
消防長
まちづくり推進部長
都市建設部長
基盤整備部長
上下水道事業部長
市民協働推進部長
薬科大学事務局長
女子短期大学事務局長
教育委員会事務局長
会計管理者
議会事務局長
監査委員事務局長
本部長が必要と認める者

別表第2（第5条関係）

財政部財政課長

行政部人事課長

ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課長

経済部経済政策課長

福祉部福祉政策課長

子ども未来部子ども政策課長

教育委員会事務局教育政策課長

会長が必要と認める者

別表第3（第7条関係）

行政部デジタル戦略課長

行政部管財課長

福祉部介護保険課長

福祉事務所高齢福祉課長

市民協働推進部市民活動交流センター所長

教育委員会事務局学校指導課長

会長が必要と認める者

別表第4（第9条関係）

市長公室秘書課長
企画部総合政策課長
財政部財政課長
行政部行政課長
ぎふ魅力づくり推進部ぎふ魅力づくり推進政策課長
経済部経済政策課長
市民生活部市民生活政策課長
福祉部福祉政策課長
子ども未来部子ども政策課長
市民病院事務局病院政策課長
環境部環境政策課長
都市防災部都市防災政策課長
消防本部消防総務課長
まちづくり推進部まちづくり推進政策課長
都市建設部都市建設政策課長
基盤整備部基盤整備政策課長
上下水道事業部上下水道事業政策課長
市民協働推進部市民協働推進政策課長
薬科大学事務局庶務会計課長
女子短期大学事務局総務管理課長
教育委員会事務局教育政策課長
会計課長
議会事務局議会総務課長
選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局監査課長
会長が必要と認める者

4月12日～
5月上旬

第4波拡大阻止の 対策徹底を！

本市では、3月中旬から新型コロナウイルスの感染者が再増加し、毎週2桁以上の感染者が確認されており、複数のクラスターが発生するなど、感染再拡大の兆候が見られます。

加えて県内では、変異株の感染が確認されており、現在は、すでに「第4波に入った状態」と認識しています。

全国では、第3波以上に急速に感染が拡大している地域もあり、気の緩みなどから感染防止対策が疎かになれば、本市においても一気に第4波の感染が拡がるのが懸念されます。

これからゴールデンウィークを迎えるにあたり、第4波の感染拡大を阻止するための対策の徹底をお願いします。

ワクチン接種が始まりますが、命と生活を守るため、引き続き感染防止対策を徹底し、社会経済活動を両立させましょう！

令和3年4月9日 岐阜市長 柴橋 正直

市民の皆様へ

- **感染防止の基本を徹底**してください！
「人との**距離**の確保」、「**マスク**の着用」、「**手洗い・手指消毒**」
「**3密**の回避」、「**体調不良の時は、外出しない**」
- **県をまたぐ移動**は慎重に！特に**まん延防止等重点措置区域**など、感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください。
- **外出**は、**すいた時間**と**場所**を選んで！
旅行は、大型連休に集中しない「**分散型旅行**」を！
- 感染リスクの高い**行事**、リスクを伴う**飲食**は、**回避**してください！

＜感染リスクが高いと考えられる行事とは＞

帰省した同級生や親戚同士の大勢の会食、成人式の2次会、バーベキュー、歓迎会、新歓コンパ、マスク無しのカラオケ 等

＜感染リスクが高いと考えられる飲食とは＞

マスク無しでの会話、長時間・大人数・大声での飲食、対策が不十分（換気が悪い、座席間の距離が近いなど）なお店を利用 等

- 新型コロナウイルスに関わる全ての方への**差別**や**非難**は、**絶対にやめましょう！**

事業者の皆様へ

- **在宅勤務等**の**人との接触を減らす取組**をお願いします。
- 職場での社員の**体調チェック**をお願いします。
- **出張**は、**行先の状況**を確認してその実施を含め、**慎重に判断**し、感染拡大地域への移動は、自粛、延期してください。